彩の国さいたま

Report 2008

JAバンク埼玉県信連

Contents

目　次

ごあいさつ ……1

経　営

JAグループ・JAバンクの概要 ……2
経営方針 ……4
業績 ……5
リスク管理 ……7
コンプライアンス(法令等遵守)態勢 ……10
情報のセキュリティ ……11
金融商品の勧誘方針 ……11
お客様からの苦情等への対応 ……11
個人情報管理 ……12
トピックス ……13
社会的責任と貢献活動 ……16

業務内容

業務のご案内 ……19
商品のご案内 ……21
手数料一覧 ……25

当会の組織

沿革・歩み ……26
当会の組織 ……27

資料編－1

財務諸表 ……31
貯金 ……40
貸出金 ……41
有価証券 ……45
為替業務・その他業務 ……47
主要な経営指標等 ……48

資料編－2

自己資本の状況 ……51
信用リスクに関する事項 ……54
信用リスク削減手法に関する事項 ……58
派生商品取引及び長期決済期間取引の
リスクに関する事項 ……60
証券化エクスポージャーに関する事項 ……62
オペレーショナル・リスクに関する事項 ……62
出資等エクスポージャーに関する事項 ……63
金利リスクに関する事項 ……65

グループ情報

グループ情報 ……66

●本誌は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。
※表紙写真「社団法人　埼玉県観光連盟」提供
— さくら草公園 —（さいたま市）

（注）㈱埼玉県農協総合情報センターは当会の子会社ではないため、連結財務諸表につきましては作成しておりません。

ごあいさつ

経営管理委員会会長
江原　正視

代表理事理事長
宮﨑　信夫

平素より私ども埼玉県信用農業協同組合連合会（愛称／ＪＡバンク埼玉県信連）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和２３年の設立以来、埼玉県農業と県下農業協同組合（愛称／ＪＡ）並びに地域社会の発展を金融面から支援する金融機関として歩んでまいりました。

この度、当会の経営方針、活動内容並びに業績等を皆様にご紹介するため「Ｒｅｐｏｒｔ　２００８」を作成いたしました。この小冊子をご高覧いただき、当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

最近の農業情勢につきましては、世界貿易機関（ＷＴＯ）農業交渉の動向が懸念されるとともに、世界的な穀物・原油価格の高騰が農家経営に大きな影響を与えております。

また、国内においては、農業従事者の高齢化と減少により、地域農業における担い手確保が喫緊の課題となっており、品目横断的経営安定対策の対象となる担い手を地域ごとに確保していく取り組みが更に重要となり、ＪＡバンクグループとしても金融対応を含め、担い手への経営指導体制の強化が求められております。

また、金融情勢につきましては、メガバンクがリテール業務での戦略的事業再構築に取り組み、今後の収益力強化に向けた基盤固めを図るなか、平成１９年１０月に「ゆうちょ銀行」が誕生し、業態を超えたリテール市場での顧客獲得競争が一段と激化しております。

一方、地域金融機関においては、中小企業金融の再生に向けて、収益力及びコンプライアンス態勢の強化に加え、リスク管理や内部統制整備に向けた取り組み等、経営体質強化と顧客基盤拡充が重要な課題となっております。

このような情勢を踏まえ、当会といたしましては、県下ＪＡとの一体的事業運営を更に強化し、ＪＡバンク埼玉としての高い競争力を維持するとともに、「効率化信連」として更なる役割発揮・機能強化を目指し、①収益力強化、②財務基盤強化、③顧客基盤拡充、④経営管理体制高度化、⑤人材育成の５項目を重点項目とする「第９次中期経営計画」（平成19年度～平成21年度）の実践に鋭意、取り組んでおります。

また、平成２２年１月のＪＡＳＴＥＭ次期システムへの移行を控え、現行システムの安定稼動を確保したなかで、当会内に「ＪＡＳＴＥＭ次期システム移行プロジェクト」を設置し、安全・確実なシステム移行に向けた取り組みを進めております。

農業及び地域のメインバンクとして皆様に信頼いただける金融機関であり続けるために、役職員一丸となって経営の合理化・効率化、並びにリスク管理の徹底に努めるとともに、金融サービスの向上に最善の努力を傾注してまいる所存でございます。

今後とも皆様のご理解と一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

平成２０年７月

経営管理委員会会長　江原正視
代表理事理事長　宮﨑信夫

経　営

JAグループ・JAバンクの概要

REPORT 2008

◆JAグループ

ＪＡグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のＪＡ、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会で構成し、それぞれが機能を分担し、信用事業のほか、指導・経済・共済・厚生等の事業を展開しております。この市町村段階から全国段階までの仕組みを「ＪＡグループ」と呼んでおります。

当会は、信用事業を営む連合会として、県下ＪＡの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、地域金融機関としてＪＡと一体となって、地域の皆様へ金融サービスをご提供できるよう努めております。

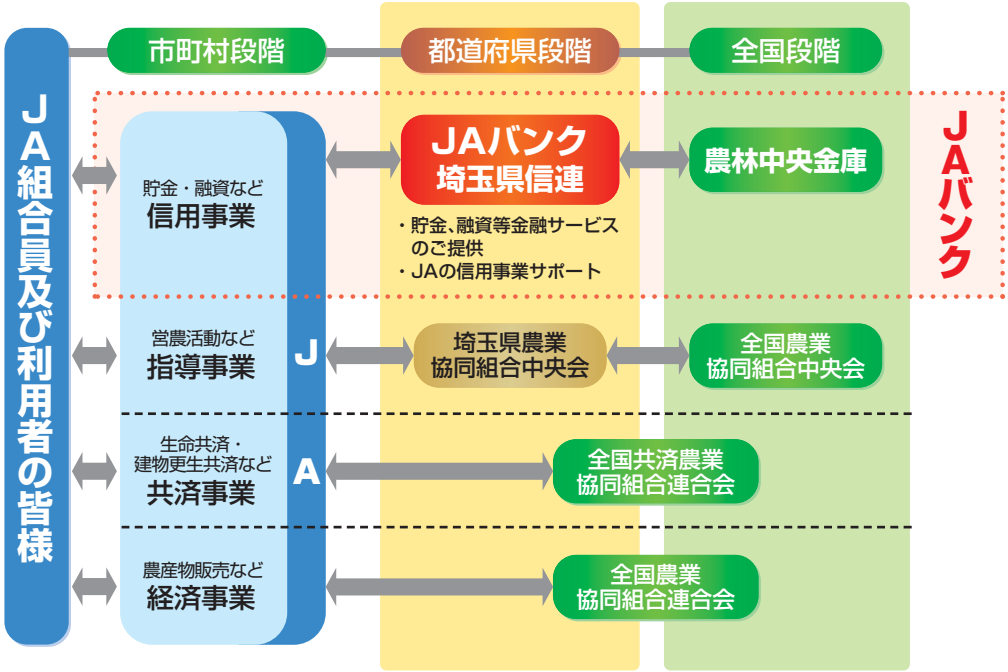

◆JAバンク埼玉

ＪＡの信用事業部門から、信連、農林中央金庫に至る信用事業の仕組みや機能を総称し、「ＪＡバンク」と呼んでおります。

また、埼玉県内ＪＡの信用事業部門と当会の機能を総称して、「ＪＡバンク埼玉」と呼び、一体的な事業運営を展開しております。

【JAバンク埼玉】（平成20年4月現在）

- ＪＡさいたま
- ＪＡ戸田市
- ＪＡ川口市
- ＪＡあゆみ野
- ＪＡ鴻巣市
- ＪＡ北本市
- ＪＡ桶川市
- ＪＡ上尾市
- ＪＡあさか野
- ＪＡいるま野
- ＪＡ埼玉中央
- ＪＡちちぶ
- ＪＡ埼玉ひびきの
- ＪＡくまがや
- ＪＡふかや
- ＪＡ埼玉岡部
- ＪＡ榛沢
- ＪＡ花園
- ＪＡほくさい
- ＪＡ越谷市
- ＪＡ南彩
- ＪＡ埼玉みずほ
- ＪＡさいかつ
- ＪＡ埼玉県信連

◆JAバンクシステム

組合員・利用者の皆様に「便利」で「安心」してご利用いただくため、ＪＡバンク基本方針に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が実質的に「ひとつの金融機関」として機能するよう、一体的に事業運営を行っております。これが「ＪＡバンクシステム」です。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、金融サービスの充実・強化を目指す「一体的事業推進」の２つの柱から成り立っております。

当会は、このシステムを確実に機能させるため、「ＪＡバンク埼玉県本部」としての役割を発揮しております。

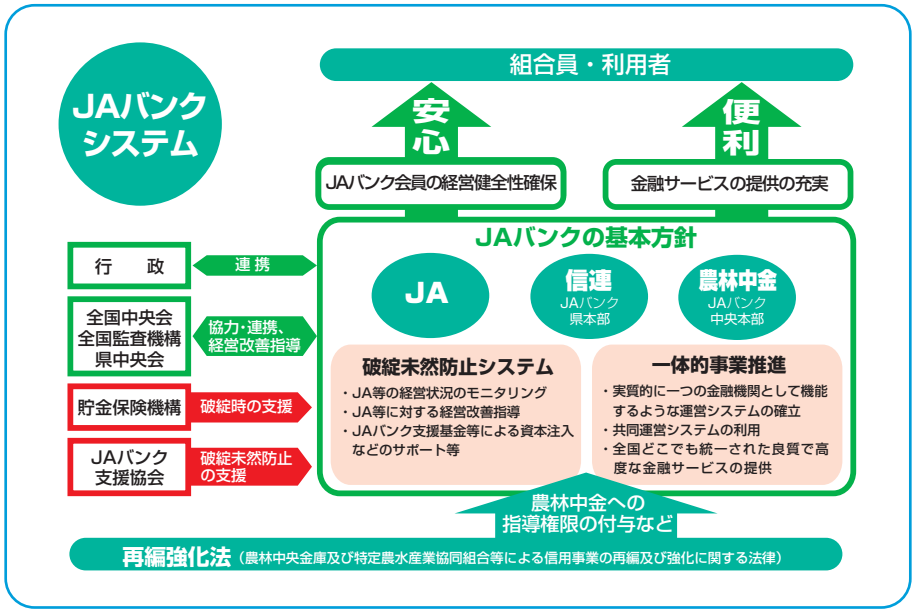

◆JAバンク・セーフティーネット

ＪＡバンクでは、より安全な金融機関として信頼を得るため独自の「セーフティネット」を構築しております。公的制度である「貯金保険制度」とＪＡバンク全体で経営の健全性を確保する仕組みである「破綻未然防止システム」により、組合員・利用者の皆様に一層の安心をお届けします。

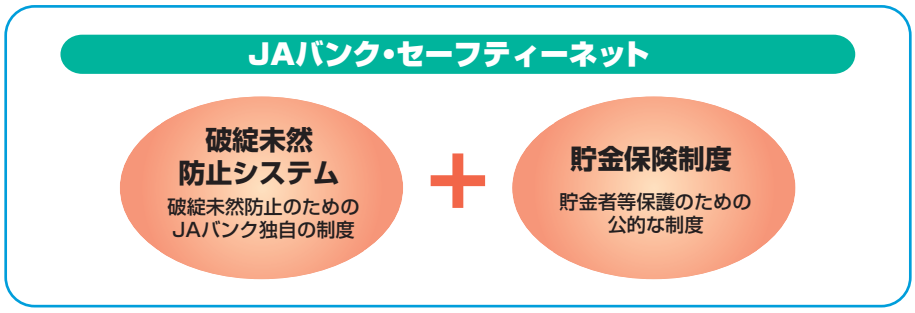

【破綻未然防止システム】

- ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するための独自の制度です。
- ＪＡの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の定めた経営健全性の基準よりも更に厳しい自主ルール基準（達成すべき自己資本の水準、体制整備等）を設定しています。
- ＪＡバンク全体で個々のＪＡの経営状況を常時チェックし、適切な経営改善指導等を行います。

【貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）】

- 万一、ＪＡ等が貯金などの払い戻しができなくなった場合に貯金者を保護するとともに、資金決済の確保等を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とした制度です。
- この制度は、銀行・信金・信組等が加入する「預金保険制度」と同様な内容になっています。

経営方針

当会は、効率的な業務運営のもとに、ＪＡと一体となって強固な経営基盤並びに「ＪＡバンク埼玉」を確立し、経営理念として「ＪＡとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関（ＪＡバンク）を目指す。」ことを掲げ、事業運営を行っております。

このような経営理念を踏まえ、平成１９年度に新たに策定した「第９次中期経営計画」（平成１９年度～平成２１年度）で掲げた経営目標の達成に向け、各重点施策に取り組んでおります。

経営理念　JAとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）を目指す。

経営姿勢　当会は効率的な業務運営のもと、JAと一体となって強固な経営基盤並びにJAバンク埼玉を確立する。

第９次中期経営計画（平成19年4月～平成22年3月）

経営戦略

信連の経営基盤の強化

1. 運用力強化による収益の確保
2. 財務基盤の強化
3. 経営管理体制の取組強化
4. 効率的な業務運営体制の構築
5. 人材育成と職員の意識改革
6. 社会的責任と地域貢献活動

JAバンク埼玉の経営基盤の強化

1. 核となる顧客基盤の拡充
2. リテール市場における競争戦略の展開
3. 経営管理体制の高度化

対処すべき課題

今後当会が取り組むべき課題を次のとおりとし、
課題克服に向け重点施策を強力に実践してまいります。

第1 信連の経営基盤の強化

- 資金の効率運用による収益力強化
- 自己資本増強計画に基づく更なる自己資本の拡充
- 新BIS規制を踏まえたリスク管理態勢の強化
- コンプライアンスを重視した内部統制の強化

第2 JAバンク埼玉の経営基盤の強化

- 住宅ローンを中心としたJAバンクローンの伸長
- 安定的資金確保並びに家計メイン化に向けた年金・カード推進
- 農業担い手への金融面での対応強化
- 大口利用者への相談機能の充実・強化

業　　績

【金融情勢】

平成１９年度における金融情勢につきましては、メガバンクがリテール業務について更に注力し、戦略的な事業再構築のもと、今後の収益力強化に向けた基盤固めを進めるなか、平成１９年１０月に「ゆうちょ銀行」が発足し、業態を超えた顧客獲得競争が激化しております。一方、地域金融機関は、地域に密着した中小企業金融の再生に向けた機能強化へ取り組みつつ、収益力の強化やコンプライアンス態勢の強化に加え、リスク管理並びに内部統制整備に向けた取り組み等による経営体質強化と顧客基盤の拡充が重要な課題となっております。

このような情勢下、当会の平成１９年度業績につきましては、会員ＪＡ及び関係機関によるご支援・ご協力のもと、役職員一体となって業務に取り組んだ結果、次のとおりとなりました。

損益の状況の推移

経済・金融情勢の変化に合わせ効率的な資金運用に努める一方、経費節減に努めるなどの対策を講じた結果、４１億３百万円の経常利益を計上いたしました。また、法人税、住民税及び事業税並びに税効果会計による法人税等調整額を考慮したなかで、５４億３８百万円の当期剰余金を計上いたしました。

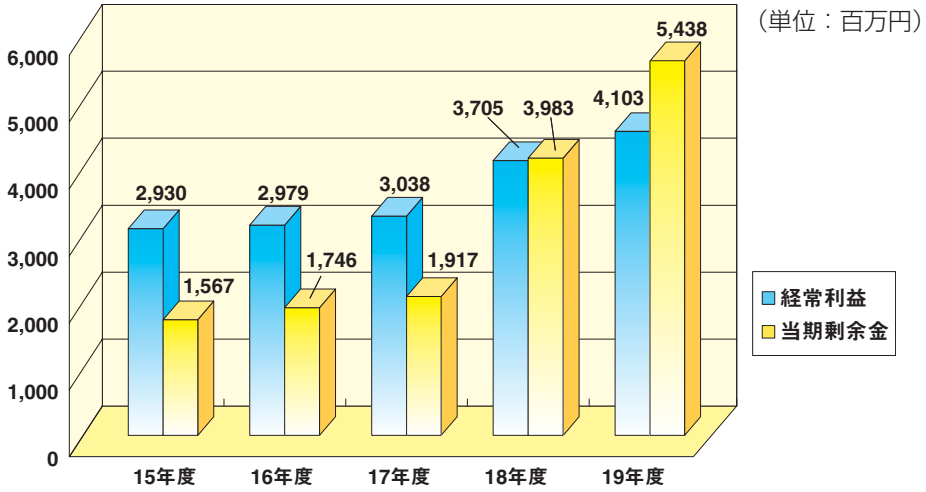

自己資本比率の推移

会員ＪＡからの後配出資の受入れ並びに着実な内部留保の積み上げにより、新ＢＩＳ規制における当期末自己資本比率は、１８.２４％となりました。（ＪＡバンク自主ルールでは８％以上を義務付けられています。）

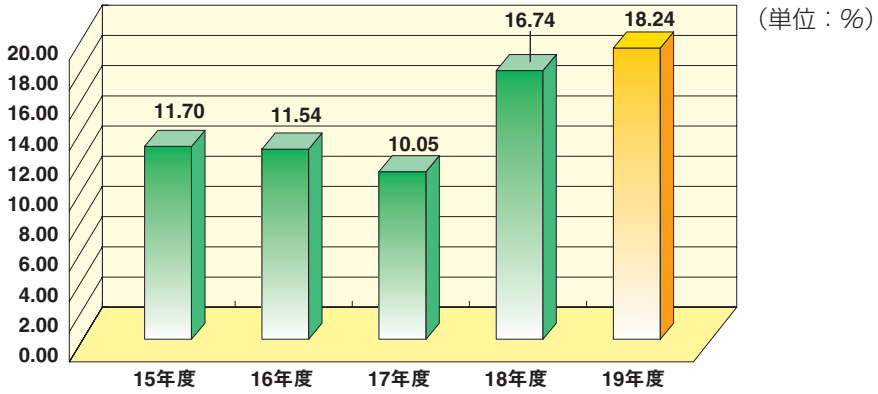

過去5年間の残高推移

（単位：億円）

貯金の推移

ＪＡをはじめとしたお客様の大切な貯金をお預かりした結果、当期末において２兆５,３９１億円の残高となりました。

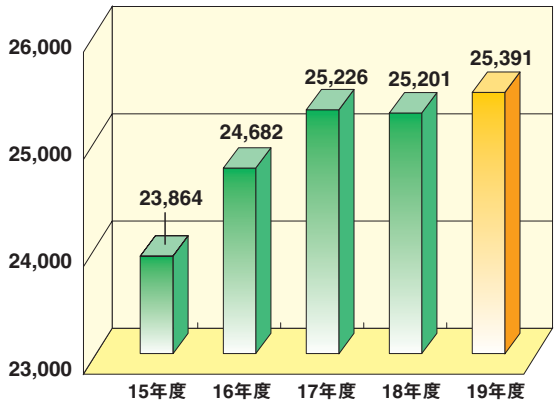

貸出金の推移

地域金融機関として、県内企業及び担い手向けを中心に積極的な融資営業活動を展開するとともに、地方公共団体、公社、優良企業向け融資にも積極的に取り組み、融資基盤の拡充に努めた結果、当期末において２,１１８億円の残高となりました。

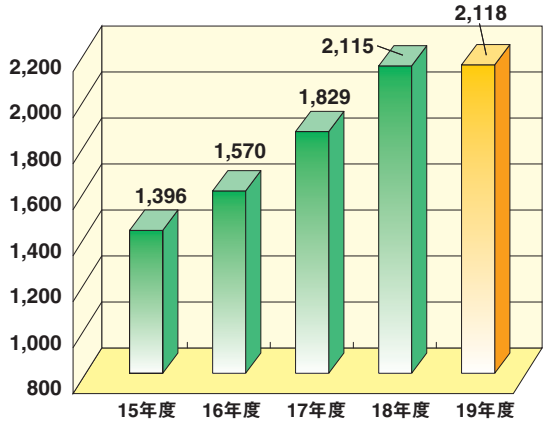

有価証券の推移

安全性・収益性・流動性の確保に留意し、適正な運用構成を図りつつ、効率的な運用に努めるとともに、運用・調達ギャップを適切にマネジメントした中で、中長期的な安定収益の確保を図った結果、当期末において７,４４９億円となりました。

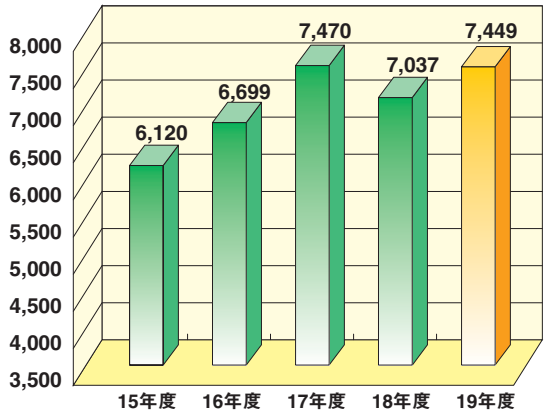

預け金の推移

系統預け金を基本とし、資金流動性を確保したなかで、系統預け金の満期構成の平準化を考慮しつつ、系統通知預け金等の短期資金による効率化を実施した結果、当期末において１兆６,１４０億円の残高となりました。

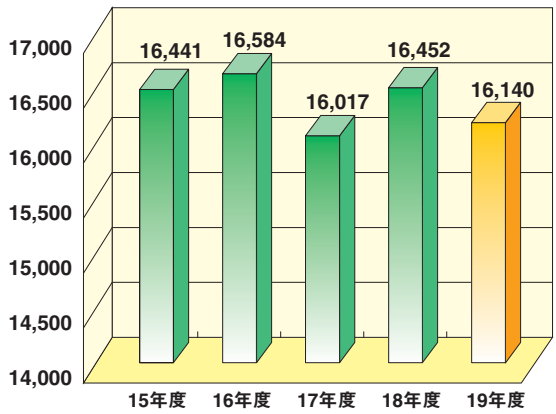

リスク管理

近年の金融サービスの高度化等により、金融機関を取り巻くリスクは急速に拡大するとともに多様化・複雑化しております。こうしたなか、当会では特に経営の健全性確保と安定的な業務拡大を図るため、信用リスクや市場関連リスク、流動性リスク、更にはオペレーショナル・リスクとして事務リスク、システムリスク等、様々なリスクを統合的に把握・管理するリスクマネジメント態勢の拡充・強化をすすめるとともに、監査体制の強化に努めております。

【管理体制】

当会では、このようなリスク管理を実施するに際し、リスク統括部をリスク管理統括部署として設置し、基本的事項を定めた「リスクマネジメントの基本方針」に基づく、適切なリスク管理を通じて経営の健全性と安定した経営基盤の確立を図っております。

更に、リスク管理の重要性を認識し、経営陣が諸リスクの統合リスク管理に積極的に関与する体制となっております。

具体的には、理事長をはじめとする常勤役員、各部長で構成するリスク管理委員会を四半期毎に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容に係る協議・検討を実施しております。協議・検討した内容は必要により理事会に付議・報告、並びに経営管理委員会会長に報告する等、各リスクについて体系的な管理を行っております。

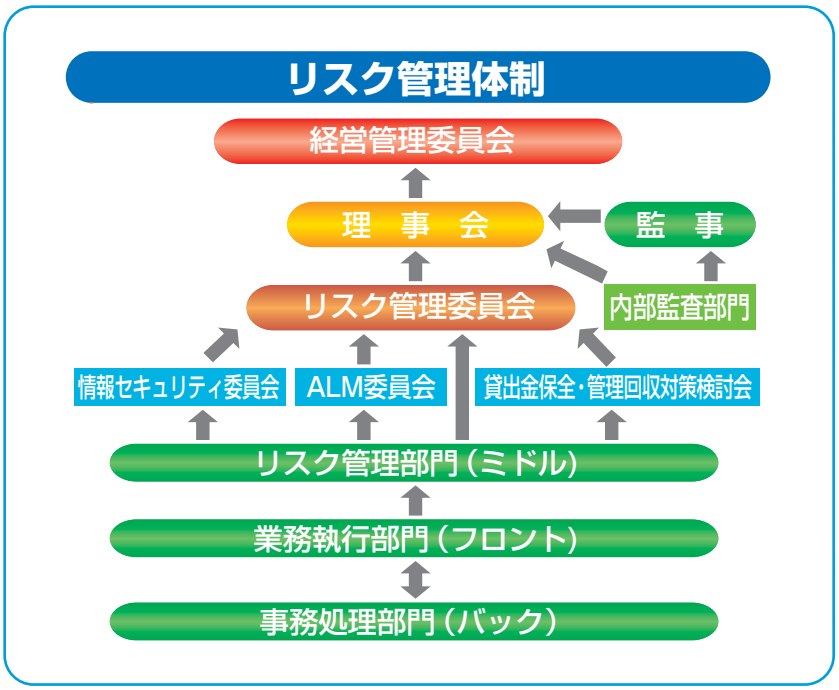

●統合的リスク管理

当会では「リスクマネジメントの基本方針」に基づき、「経済資本管理規程」「信用リスクマネジメント規程」「市場リスクマネジメント規程」等を制定し、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク及びオペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク等）を統合的に把握・管理し、経営の意思決定を実施しております。

なお、信用リスク及び市場リスクの計測については、ＶａＲなどにより計測し、オペレーショナル・リスクについては、自己資本比率管理における「基礎的手法」により、リスク量を計測し、自己資本内であらかじめ定めた許容範囲内でコントロールするなどのリスク管理に取り組んでおります。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないしは消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。当会の与信審査については、フロント・営業企画セクションから独立した審査部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等のモニタリング、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリスク・リターンの確保を図っております。更に半期毎（重要な事項については都度）に開催する常勤役員、関係部長を中心とした「貸出金保全・管理回収対策検討会」で不良債権等の処理及び債権保全・債権管理に関する事項について、協議・検討しております。

また、資産の自己査定により、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類した資産に対する貸倒引当金の計上については、「資産の評価及び償却・引当計上要領」に基づき、適正な計上により経営の健全性に取り組んでおります。

市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利や有価証券等の価格変化により、保有する資産の価値が変動するリスクをいいます。当会の市場関連リスク管理については、「市場関連リスク管理要領」に基づき、経営上重要な位置付けにあるＡＬＭシステムを活用したなかで、有価証券を中心に現在価値／価格変動リスク／ＢＰＶ／ＶａＲなどを毎月算出し、現状におけるリスクテイクの状況を経営陣に報告するリスク管理体制をとっております。具体的には、「ＡＬＭ委員会」を毎月１回開催し、金利リスク等の把握と資産・負債の総合的な管理に努めるとともに、迅速かつ的確な対応が図られるようリスクの把握・管理に万全の体制を構築しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化などにより資金繰りがつかなくなるリスクをいいます。当会の流動性リスク管理については「流動性リスク管理要領」を制定し、預貯金や貸出金・有価証券の動向を集中管理するとともに、資金調達については、ＪＡと約定系統利用率を締結したなかで、調達に関する安定性を確保し、前記「市場関連リスク管理」と同様に、ＪＡ資金の動向及び信用事業収支動向等に係わる事項について、ＡＬＭ委員会等で検討しております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、「様々な人為的または技術的エラーによって損失が発生するリスク」をいいます。オペレーショナル・リスクについては、主に事務リスク、システムリスクの各リスクを含む幅広いリスクによって構成されております。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、金融機関が損失を被るリスクです。当会は、「事務リスク管理要領」を制定し、事務処理規程類の制定・改廃とこれに基づいた事務処理の検証を行い、正確性・堅確性を備えた事務処理体制を構築しております。具体的には、事故の未然防止や事務レベルの向上のため、監査部による内部監査のほか担当部署における自己検査を実施し、事務処理状況の厳正なチェックを行っております。

システムリスク管理

システムリスクとは、システム障害や情報漏えいなどにより損失を被るリスクをいいます。このため、当会では、金融機関のコンピュータシステムにおける安全対策が、健全な経営を確立するのみならず信用秩序を保持するためにも重要と認識しております。これらを踏まえて、系統ＪＡグループの全国システムにいち早く移行するとともに、安全対策基準（セキュリティスタンダード）を制定し、セキュリティ管理体制の整備、情報資産（情報及び情報システム）管理の明確化、各種設備の二重化対応、災害時対策の整備（「コンティンジェンシープラン（危機管理計画書）」の制定）等の対応を図っております。

内部監査体制

当会では、内部管理体制の適切性、有効性を確保するため、業務部署から独立した部署としての監査部が、定期的な内部監査等を通じて事務処理の堅確性、事故防止のための指導等、内部監査体制の充実を図っております。

内部監査は、年度の内部監査計画に基づき、当会の全部署すべての業務を対象とし効率的で実効性ある内部監査を行っております。監査結果は、監査の概要について定期的に理事会、経営管理委員会に報告し、指摘事項の改善整備状況について定期的にフォローアップを実施しております。

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

● 基本方針

金融機関は、その業務の公共性の高さから、社会的規範を含む法令等を遵守した公正で透明性の高い業務運営を強く求められております。

このような状況の中、当会では、役職員のコンプライアンス（法令等遵守）の徹底を経営の最重要課題の一つと位置づけ、この徹底こそが不祥事防止、組織の信頼性向上に繋がるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでおります。

具体的には、「倫理憲章」、「役員行為規範」等に基づき、コンプライアンスに係る実践手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、職場内研修等を通じてコンプライアンス重視の組織風土が役職員一人ひとりに浸透するよう周知徹底を図っております。

倫理憲章

Ⅰ　当会の社会的責任と公共的使命の認識

当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

Ⅱ　会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供

「JAバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融及び非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員・利用者及び地域社会の発展に寄与する。

Ⅲ　法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

Ⅳ　反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

Ⅴ　透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

Ⅵ　職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

Ⅶ　環境問題への取組

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実施するなど、環境問題に積極的に取り組む。

Ⅷ　社会貢献活動への取組

当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

● コンプライアンス運営態勢

当会では、コンプライアンスを確実に実施するための態勢を体系化・明確化した「コンプライアンス態勢運営要領」を定め、①コンプライアンス委員会、②リスク統括部、③各部署の責任者・担当者の設置等による運営体制を確立しております。コンプライアンス委員会ではコンプライアンス態勢全体の企画・推進・進捗管理にかかる検討・審議を行い、年度ごとにコンプライアンス実践のための取組事項を計画化した「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンスの啓発活動や遵守状況確認等の実践に取り組んでおります。

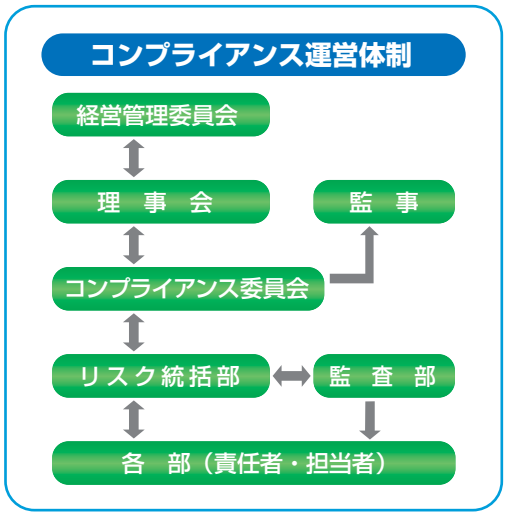

情報のセキュリティ

REPORT 2008

当会は、お客様からお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが事業活動の基本であり、社会的責務であると認識し、「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報資産のセキュリティに万全を期しております。

情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）

1. 当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取り扱い、情報システムの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、当会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

金融商品の勧誘方針

REPORT 2008

当会は、金融商品販売に係る勧誘の基本姿勢を示した「金融商品の勧誘方針」を定め、お客様に対する的確な金融商品内容の説明や適正な勧誘などの周知・徹底を図っております。なお、金融商品取引法並びに改正金融商品販売法の施行を踏まえ、勧誘方針の見直しを行っております。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

お客様からの苦情等への対応

REPORT 2008

当会業務に関して、お客様からの苦情・紛争等の申し出を速やかに把握し、問題の円滑な解決を図るとともに、当会業務への反映・改善に役立てるため、苦情・紛争等を一元的に受付ける窓口を設置しております。

なお、埼玉県農業協同組合中央会が設置している「埼玉県ＪＡバンク相談所」におきましても、県下全体の信用事業に関するお客様からの苦情・紛争等の申し出を受け付けております。

個人情報管理

当会は、お客様の個人情報を正しく取り扱うことを事業活動の基本、社会的責務と認識し、個人情報保護に係る管理・組織体制を整備するとともに、個人情報保護法その他の関連法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うため、個人情報保護にかかわる考え方及び個人情報の取り扱いを定めた「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を制定し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に万全を期しております。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

埼玉県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当会は、個人情報（生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。）を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人（個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。）の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて個人情報を取扱います。
3. 当会は、個人情報を取得する際には、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当会は、取扱う個人データ（法第2条第4項に規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。）を利用目的の範囲内で正確・最新の内容を保つよう努め、また、安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業者及び委託先を適正に監督します。
5. 当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 当会は、保有個人データ（法第2条第5項に規定するデータをいいます。）につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
7. 当会は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。
8. 当会は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

●農業担い手金融への取り組み

農業担い手向け金融機能の充実並びに取組強化を図るため、新たな担い手向け融資商品として、「ＪＡ農機ハウスローン」、「アグリスーパー資金」を創設し、ＪＡの農業融資推進に積極的に取り組むとともに、担い手金融リーダー会議を定期的に開催し、各種情報提供を行っております。

また、ＪＡへの研修や「アグリサポート利子助成事業」を実施するとともに、「担い手向け税務セミナー」開催に係る支援を行いました。

担い手向け農業資金チラシ

●県内JAバンクATM入出金手数料の無料化

ＪＡバンク埼玉では、お客様への一層の利便性向上を目的として、平成２０年１月１日から県内ＪＡの発行キャッシュカードをお持ちのお客様が、県内ＪＡバンクＡＴＭで入出金取引を行った場合のＡＴＭ手数料を無料化いたしました。

ATM手数料無料化チラシ

●ATM休日稼動日の拡大とATM入金提携先の拡大

ＡＴＭご利用のお客様へのサービス向上を図るため、これまで稼動していなかった５月連休・正月（５月４日、１月３日を除く）のＡＴＭ稼動を開始するとともに、平成１９年５月より休日も夜９時までご利用が可能となりました。

更に、提携している㈱ゆうちょ銀行（当時日本郵政公社）・セブン銀行ＡＴＭでの「入金取引」もそれぞれ５月から開始（休日も可）となり、お客様の利便性が一層向上しました。

ゆうちょ銀行・セブン銀行
ATM入金提携開始チラシ

● キャッシュカードのIC化促進

ＪＡバンク埼玉では、お客様により一層、安心・便利にご利用いただくため、偽造カード犯罪に対する取り組みとして、埼玉県内に設置しているＪＡのＡＴＭを、平成２０年３月末をもって全てＩＣ化対応いたしました。

また、キャッシュカードについても、お客様に安心してご利用いただけるよう、平成２０年４月以降に発行するキャッシュカードを全てＩＣカードとし、発行手数料（更新手数料を含む）を無料とする取り組みを実施しております。

ICキャッシュカード
発行手数料無料化チラシ

● 「JAウインターキャンペーン」の実施

平成１９年１１月～１２月までの２か月間、ＪＡバンク埼玉では「ＪＡウインターキャンペーン」を開催し、２０万円以上の１年ものスーパー定期をお預けいただいたお客様の中から、台湾旅行等をプレゼントする懸賞品付定期貯金を発売いたしました。また、預かり資産の強化を図るため、同キャンペーン期間中にＪＡから一定額以上の投資信託及び個人向け国債を購入されたお客様にもギフトカード等をプレゼントする取り組みを実施いたしました。

当キャンペーンでは、チラシ以外に、テレビ・新聞・ホームページなどの媒体を活用した積極的なＰＲを展開し、懸賞品付定期貯金には２３万件を超える応募をいただきました。

懸賞品付定期貯金チラシ

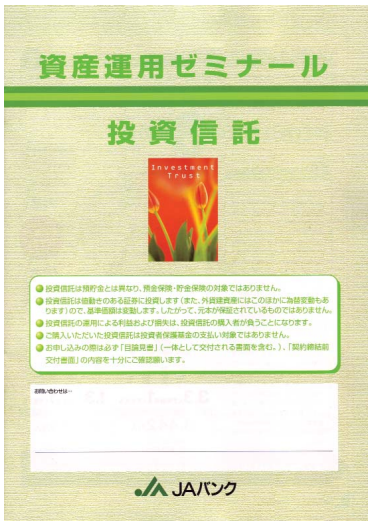

投資信託説明書

●住宅ローン相談会の開催

地域の皆様の住宅資金ニーズに応えるため、ＪＡバンク埼玉では県統一の「住宅ローン相談会」を年間４回（８日間）開催し、延べ1,６６３名のご来場をいただきました。

ＪＡバンク埼玉の住宅ローンは、住宅の新築・リフォームをはじめ、住宅ローンの借り換えにも対応できるようお客様のニーズに合わせた商品を取り揃えており、ＪＡ各取引項目により優遇金利を受けられるコースもご用意しております。

なお、当会では、住宅ローン提携ハウスメーカー等への営業活動に取り組むとともに、ＪＡローン営業センターの設置支援を行っております。

住宅ローン優遇金利チラシ

●年金相談会の開催

ＪＡバンク埼玉では、組合員・地域の皆様からの年金相談ニーズに応えるため、社会保険労務士を招いて「年金相談会」を年間１８４回開催し、延べ2,４４３名のお客様にご来場いただくとともに、2,４６８件の相談に対応いたしました。

なお、当会では、年金相談会に係る社会保険労務士との調整や年金資材の提供等を行い、効果的な相談会開催支援を行うとともに、年金推進リーダー会議を開催し、ＪＡの年金推進リーダーへの情報提供を定期的に実施しております。

年金相談会ポスター

●資産相談ニーズへの対応

ＪＡバンク埼玉では、相続・遺言等にかかる相談並びに退職金等による資金運用を考えている皆様からの相談ニーズへの対応として、「ＪＡ相続・遺言セミナー」、「ＪＡ金融商品セミナー」並びに「ＪＡ団塊の世代向けセミナー」を年間２６回開催し、延べ５５９名のお客様にご来場いただくとともに、６９件の相談に対応いたしました。

また、当会は農中信託銀行の遺言信託代理店として、ニーズに合わせた信託商品のご提供を行っております。

各セミナーポスター

社会的責任と貢献活動

当会は、埼玉県を事業地域として、県内のＪＡ等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

その資金は、大半が県内のＪＡにお預けいただいた組合員及び地域の皆様の大切な財産である貯金を財源としております。また、お預かりした貯金は、資金を必要とする皆様や、ＪＡ・農業に関連する企業・団体及び、県内の企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当会は組合員等の皆様の経済的・社会的地位の向上を目指し、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することによりＪＡ信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の発展に努めております。

（平成20年3月末現在）

地域からの資金調達の状況

県内JAが組合員及び地域の皆様からお預かりした貯金約3兆6千億円のうち、約2兆5千億円を県内JAからお預かりしております。

また、JAや農業団体だけでなく、地域金融機関として地方公共団体や県内企業からも広く資金をお預かりしております。

【貯金残高】
2兆5,391億円

文化的・社会的貢献に関する事項（地域との繋がり）

福祉･スポーツや地域活動等を通じ、文化的･社会的貢献活動を展開しております。

詳細は次ページに掲載しております。

地域への資金供給の状況

地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）という経営方針から、地域の企業や個人の皆様の幅広い資金ニーズに迅速・的確にお応えするよう努めております。また、農林漁業金融公庫、住宅金融支援機構、国民生活金融公庫などの受託金融機関として、農業・住宅・教育などの制度融資の窓口となっております。

【貸出金残高】	2,118億円
会員等	69億円
地公体等	60億円
その他	1,989億円

埼玉県債の引受による資金は、県の公共事業、社会福祉・文化施設等へ利用されております。

【埼玉県債19年度引受額】　64億円

貸出金以外の運用に関する事項

安全性と収益性に十分配慮し、農林中央金庫への預金や国債等の有価証券で運用しております。

【預金残高】	1兆6,140億円
【有価証券残高】	7,449億円

文化的・社会的貢献に関する事項

当会は本来の事業活動に加え、自然環境維持・地域文化活動・福祉・スポーツ活動等への貢献にも積極的に取り組んでおります。これからも、農業と地域社会の発展と活性化に貢献してまいります。

文化的・社会的貢献

「JAバンクの森」づくり活動への取り組み

森づくりを通じて地球温暖化防止や水源地環境の保全などに貢献するため、社団法人埼玉県農林公社と「ＪＡバンクの森づくり協定書」を締結いたしました。

当会役職員と埼玉県農林公社が協働して植林や枝打ち等の森林整備作業を行うとともに、森林整備に係る活動費の一部を助成することにより、健全で活力のある森の再生を支援していきます。

平成19年9月10日
「JAバンクの森づくり協定書」を締結

埼玉森林サポータークラブへの協力

県内の森林保護ボランティア活動を実施しているＮＰＯ法人埼玉森林サポータークラブに対し、役職員からの寄付金並びに当会からの助成金を進呈するとともに、県内の平地林保護と落ち葉を活用した循環型農業支援のため、役職員による落ち葉拾い活動を実施いたしました。

平成20年2月16日　入間郡三芳町にて

献血への協力

医療において輸血は欠かすことのできない治療法であり、病気や怪我などで血液が必要とされる方々のために、平成１５年より継続して日本赤十字社の献血活動に参画し、地域貢献に努めております。

平成19年10月29日　当会駐車場にて

埼玉県パパ・ママ応援ショップへの協賛

少子化対策として、埼玉県が市町村・企業と連携して子育て家庭を応援する「パパ・ママ応援ショップ」事業に協賛し、子育て支援に取り組んでおります。

当会は協賛店として対象者には、定期貯金や定期積金の金利を上乗せすることで、県内「子育て家庭」の資産形成を応援しております。

平成19年10月1日より取り扱い開始

児童養護施設への協力

地域福祉への貢献の一環として、埼玉県の社会福祉施設の管理・運営を実施している埼玉県社会福祉事業団へ、役職員からの寄付金並びに当会からの助成金を進呈いたしました。

平成19年9月5日 埼玉県社会福祉事業団
後閑理事長(左)へ目録を進呈

彩の国食と農林業ハーモニーフェスタ・ドリームフェスタ

数々の特産品が一堂に会する埼玉県と農業団体の主催するフェスティバルを積極的に支援、参画しております。

これらのフェスティバルを通じて、ＪＡバンク埼玉のＰＲ活動に取り組むとともに、地域の皆様との交流を深めております。

2007彩の国食と農林業ハーモニーフェスタ
平成19年6月1～3日
さいたま新都心 けやきひろばにて

利用者ネットワーク

ゲートボール、グラウンドゴルフ大会

「埼玉県農協年金友の会連絡協議会」との共催により、ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会を開催し、年金友の会の活性化並びに会員拡大に努めるとともに、地域の皆様の健康づくり、体力づくり、仲間づくり等に協力しております。

埼玉県農協年金友の会ゲートボール大会
平成19年9月11日　彩の国くまがやドームにて

業務内容

業務のご案内

REPORT 2008

貯　金　業　務

当会は、県内の会員ＪＡを中心に、地方公共団体・法人並びに地域の皆様から貯金をお預かりしており、普通貯金・各種定期貯金・定期積金など、様々な貯金商品を取り扱っております。

なお、ＪＡ貯金は、国の公的な制度である「貯金保険制度」とＪＡバンク独自の支援制度である「破綻未然防止システム」という２つの制度により、皆様の大切な貯金を２重にガードしております。

貸　出　業　務

当会は、豊富な資金量で農業者の皆様の事業に必要な資金への対応をはじめ、農業基盤の整備・発展を目的とした農業融資に積極的に取り組むとともに、農業関連企業並びに埼玉の地域経済を担う一般企業等からの資金ニーズにも幅広く対応し、地域経済の発展に貢献しております。また、農業担い手の皆様を支援するため、新資金の創設や債務保証にも取り組んでおります。

一方、農林漁業金融公庫、住宅金融支援機構、国民生活金融公庫などの受託金融機関として各種制度資金の取り扱いとともに、皆様のライフスタイルに合わせた各種ローンをご用意しております。

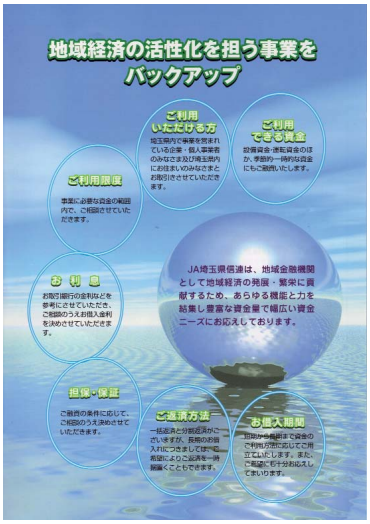

為替・決済業務

当会は、全国のＪＡ及び銀行・信用金庫等の金融機関とオンラインシステムで提携し、振込、送金、代金取立等の各種為替業務を行っております。

また、給与振込、年金の受け取り、埼玉県の自動車税等公金の取り扱い（埼玉県指定代理金融機関）、並びに電話・電気・水道料金等の各種公共料金等の収納事務、クレジットカード等の決済業務も行っており、地域の皆様へのサービス向上に努めております。

金融推進・相談業務

当会は、ＪＡ・農林中金と一体となって、組合員・地域の皆様のニーズに応える様々な「サービス」や「金融商品」を企画・提供するとともに、ＪＡを「安心」してご利用いただけるよう健全性の向上に努めております。具体的には、「ＪＡバンクシステム」を確立するため、「ＪＡバンク基本方針」に基づくＪＡ指導、懸賞品付定期貯金等の商品企画、住宅ローン営業活動とローン相談、相続・遺言並びに投資信託商品等の資産相談対応、有価証券運用に係る事務指導を行うとともに、ＪＡのコンプライアンス態勢の強化支援等にも取り組んでおります。

また、お客様のＪＡ利用満足度の向上を目指した運動の展開、ＪＡ職員を対象とした各種研修会の実施、財産づくりの相談に対応するＦＰ（ファイナンシャルプランナー）の養成等、専門知識を持った人材の育成を行っております。

その他の業務

当会は、上記各業務の他にも、皆様の資産運用ニーズにお応えするため、投資信託（１９ファンド）・国債・外貨預金（米ドル）の窓口販売業務、農中信託銀行の信託代理店として、遺言信託・土地信託・特定贈与信託等の信託商品の提供等、運用方法のご相談を含め、広範囲な商品・サービスを提供しております。

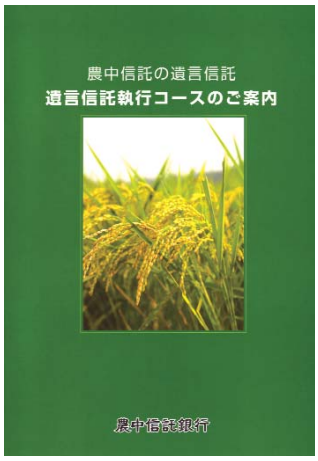

商品のご案内

【主な貯金】

貯金の種類	特色及び留意事項	預入期間	預入金額
総合口座	・定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を一冊の通帳にセットした貯金です。万一、普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90%(最高200万円)まで自動的にご用立ていたします。(定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります。)	期間の制限なし	1円以上
総合口座(普通貯金無利息型)	・普通貯金については、貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。		1円以上
期日指定定期貯金	・自由金利で1年複利の商品、1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しも可能です。(満期を指定する場合は、その1ヶ月前までに通知を必要とします。)	最長3年	1円～300万円未満
大口定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回りで運用できます。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上
スーパー定期貯金			1円～1,000万円未満
変動金利定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定されますが、6ヶ月ごとにその時点の金利動向により金利が変更されます。	1·2·3年	1円以上
定期積金	・毎月一定額のお積立てにより、生活設計に合わせた無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上5年以内	100円以上(逓増逓減式は1,000円以上)
一般財形貯金	・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立てとなります。	3年以上	1,000円以上
財形年金貯金	・退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、財形住宅貯金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1,000円以上
財形住宅貯金	・マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、財形年金貯金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1,000円以上
当座貯金	・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限なし	1円以上
普通貯金	・サイフ代わりに簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また給与・年金等のお受取口座として最適です。		1円以上
普通貯金無利息型(決済用)	・貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。		1円以上
貯蓄貯金	・基準残高により10万円と30万円の2種類があり、普通貯金より高い金利が適用されます。		1円以上
通知貯金	・1週間以上の短期のお預けにご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上
譲渡性貯金(NCD)	・大口資金の短期運用にご利用いただけます。また、満期日前の譲渡が可能です。	2週間以上2年以内	5千万円以上

【農業関連産業法人向け貸出】

種　類	概　要	対象者	商品内容
農業関連サポートローン	県内農業の発展に資することを目的として、農産物の生産、流通、販売等を行っている法人等の資金ニーズに対応します。	農業関連産業法人とします。	・期　　間…15年以内 ・限　度　額…200百万円 ・担保・保証…原則不要

【農業担い手向け貸出】

種　類	概　要	対象者	商品内容
アグリマイティー資金	JAが「担い手」の資金ニーズに積極的に応えられるよう、JAが統一ローン「新農業振興資金(アグリマイティー資金)」貸付をする場合の資金を低利で供給し、JAを支援します。	会員JAとします。	・期　間…10年以内 ・限度額…JAの融資額と同額 ・担保・保証…無担保・無保証
アグリサポート保証	JAの担い手に対する融資について、当会が債務保証を行い、JAのリスク軽減を図ります。	農業法人及び農業者(個人)。会員の組合員に限ります。	・保証期間…10年以内 ・保証範囲…貸付金額の50% ・担　保…不要
アグリビジネスローン	JAの対応が困難な農業法人等に対し当会が融資を行い、系統の担い手金融の拡充・強化を図ります。	農業法人及び農業者(個人)。個人の場合は、会員の組合員に限ります。	・期　間…15年以内 ・限度額…50百万円 ・担　保…原則不要

【一般の貸出】

種　類	ご利用いただける方	お使いみち	融資金額	融資期間及び返済方法	担保・保証
事業法人向け貸出	県内に事務所を有し、事業を営まれている一般企業	運転資金・設備資金等	事業に必要な資金の範囲内で、ご相談のうえ決定します。	資金のご利用方法に応じて、ご相談のうえ決定します。	ご融資の条件に応じて、ご相談のうえ決定します。
個人向け貸出	県内在住で、住所を有する地区を管轄するJAの組合員	資産等の活用及び個人事業等に要する資金			
その他の法人向け貸出	地方公共団体、特殊法人等、営利を目的としない法人	公共事業等に要する資金			

【主なローン】

種類	ご利用いただける方	お使いみち	融資金額	融資期間及び返済方法	金利等
住宅ローン	安定した収入があり年齢が満20歳以上66歳未満の方(完済時に満80歳未満の方)	住宅、マンション、宅地のご購入をはじめ、自宅の新築・改築、借換、住宅環境整備などの資金	10万円以上5,000万円以内	・35年以内 ・元利均等毎月返済又はボーナス返済併用方式	・固定金利 ・変動金利
教育ローン	安定した収入があり年齢が満20歳以上65歳未満の方(完済時に満70歳未満の方)	お子様のご入学・ご進学にかかる資金をはじめ授業料・教科書代など、あらゆる教育資金	10万円以上300万円以内	・7年以内 ・元利均等毎月返済又はボーナス返済併用方式	
生活ローン		マイカー、家具、家電製品の購入、ご結婚、旅行の費用など生活に必要なさまざまな資金	10万円以上300万円以内	・5年以内 ・元利均等毎月返済又はボーナス返済併用方式	
カードローン		使いみち自由で現金自動支払機でいざという時に借入できる資金	JA50 50万円以内 JA300 300万円以内	・1年以内ですが、保証機関が支障ないと判断した場合1年毎の自動更新 ・約定返済型	・変動金利

【主な代理貸出】

金融機関等	資金名
農林漁業金融公庫	・農業経営基盤強化資金 ・農業基盤整備資金 ・担い手育成農地集積資金 ・経営体育成強化資金 ・セーフティネット資金 ・特定農産加工資金 ・振興山村・過疎地域経営改善資金 ・畜産経営環境調和推進資金 ・農林漁業施設資金 ・中山間地域活性化資金 ・食品流通改善資金
独立行政法人 住宅金融支援機構	・災害関連融資資金 ・賃貸融資資金 ・まちづくり融資資金 ・リフォーム融資資金
国民生活金融公庫	・国の教育ローン
独立行政法人 福祉医療機構	・被保険者住宅資金
埼玉県	・農業改良資金 ・農業近代化資金 ・就農支援資金

【主なサービス】

項　目	内　容
JAキャッシュサービス	当会のキャッシュカードがあれば、全国のJA・信連・農林中金・ゆうちょ銀行・セブン銀行のATM等で現金のお預け入れ、お引き出し、残高照会等ができ、銀行等MICS提携金融機関カードが使用できるATM等で現金のお引き出し、残高照会ができます。 JAバンク埼玉のキャッシュカードは県内JAバンクATMでいつでも入出金取引が無料でご利用できます。また、セブン銀行のATMでも手数料が無料(平日:8時45分～18時、土曜日:9時～14時)でご利用でき、休日も21時までお取り扱いしております。
デビットカードサービス	ショッピングやお食事の際に、現金ではなくキャッシュカードでご利用代金が精算できます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれ期日忘れのご心配がありません。
各種自動支払サービス	電気料・NHK受信料・電話料のほか、税金・水道料などを、お客様の口座から自動的にお支払いいたします。
振替サービス	アパート経営や駐車場の賃貸を営む事業主様等からのご依頼により、家賃・駐車料金の集金及び社員への固定的な給与振替等を自動的にご依頼人に代わって管理いたします。
JAカード(一体型)	キャッシュカードとクレジットカード(JAカード)が一体となった便利なカードです。このカード1枚でJAキャッシュサービスがご利用になれる他、お買い物、ご旅行、お食事などサインひとつでご利用いただけます。
インターネットバンキング(JAネットバンクサービス)	インターネットに接続可能なパソコン・携帯電話で、残高照会や振込・振替など各種サービスをご利用できます。また、インターネット上で公共料金や税金等各種料金のお支払いが可能な振込みサービス「pay－easy(ペイジー)」の取り扱いも行っております。
ファームバンキング	会社に居ながらパソコンやディスプレイ付多機能電話機(ホームユース端末)を使い、電話回線を使用して残高照会や振込・振替を行うことができます。
国債窓口販売	長期利付国債・中期利付国債を額面5万円より販売しております。また、買い取りも実施しております。
投資信託窓口販売	19ファンドの窓口販売業務を行っております。 投資信託は、元本の保証はありませんので、商品内容を十分ご理解いただいたうえでご利用ください。
外貨定期預金	米ドル建ての外貨定期預金をお取り扱いしており、お預け入れ金額は、50万円相当額以上となります。 外貨定期預金は貯金と異なり、貯金保険の対象ではありません。
信託契約代理業務	農中信託銀行の信託契約代理店として、土地信託、特定贈与信託、公益信託等6商品をご用意しております。
遺言信託代理業務	農中信託銀行の遺言信託代理店として、次世代への財産承継のご相談に対応するため、遺言信託執行業務・管理業務、遺産整理業務の取り扱いを行っております。

手数料一覧

内国為替の取扱手数料

（平成20年6月末現在）

区分				同一店内あて	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
送金手数料	普通扱い		1件につき	630円			
振込手数料	窓口	電信·文書	3万円未満	210円	315円	315円	630円
			3万円以上	420円	525円	525円	840円
	定時自動送金	電信扱い	3万円未満	無料	210円	210円	525円
			3万円以上	無料	420円	420円	735円
		文書扱い	3万円未満	無料	105円	105円	420円
			3万円以上	無料	210円	210円	630円
	ATM	現金	3万円未満	105円	105円	105円	420円
			3万円以上	315円	315円	315円	630円
		カード	3万円未満	無料	105円	105円	210円
			3万円以上	無料	210円	210円	420円
	インターネットバンキング		3万円未満	無料	105円	210円	210円
			3万円以上	無料	210円	315円	315円
	ファームバンキング		3万円未満	無料	105円	210円	315円
			3万円以上	無料	210円	315円	420円
代金取立手数料	普通扱い		1通につき	630円			
	至急扱い		1通につき	840円			

（注）上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。

その他の諸手数料

（平成20年6月末現在）

項目			金額
ICキャッシュカード発行·更新手数料	1枚につき		無料
再発行手数料	1件につき		1,050円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき		525円
残高証明書発行手数料	1通につき		420円
円貨両替手数料（窓口扱い）	100枚まで		無料
	101枚～500枚		315円
	501枚～1,000枚		420円
	1,001枚以上		630円
住宅ローン	新規実行		10,500円
	条件変更(金利条件含む)		1,050円
	全額繰上償還	実行後 3年未満	3,150円
		実行後 3～7年未満	2,100円
		実行後 7年以上	1,050円
	一部繰上償還		3,150円
その他ローン	新規実行		1,050円

（注1）上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。
（注2）再発行手数料は、通帳・証書・ICキャッシュカードを再発行する際の手数料です。

当会の組織

沿革・歩み

REPORT 2008

1914	大正３年	12月	産業組合法に基づく「有限責任埼玉県信用組合聯合会」設立
1948	昭和23年	8月	農業協同組合法に基づき「埼玉県信用農業協同組合連合会」設立（貯金量７億２千万円）
1954	昭和29年	4月	農林漁業金融公庫の受託業務開始
1962	昭和37年	11月	東京手形交換所代理交換に加盟
1963	昭和38年	4月	住宅金融公庫の受託業務開始
1964	昭和39年	4月	農業改良資金に係る埼玉県指定代理金融機関の指定を受ける
1966	昭和41年	7月	内国為替業務開始
1968	昭和43年	11月	貯金量１千億円達成
1972	昭和47年	10月	埼玉県収納代理金融機関に指定され県公金の収納取扱開始
1976	昭和51年	11月	オンラインシステム稼働
1978	昭和53年	1月	貯金量５千億円達成
1979	昭和54年	1月	国民金融公庫受託業務開始
		2月	全国銀行内国為替制度加盟
1980	昭和55年	10月	県内農協貯金ネットサービス開始
1982	昭和57年	5月	為替オンラインシステム稼働
1983	昭和58年	3月	県下全農協の信用事業オンライン化完成
		6月	貯金量１兆円達成
1984	昭和59年	3月	全国農協貯金ネットサービス開始
		8月	農協全銀内為制度加盟
		12月	貸出金オンラインシステム稼働
1986	昭和61年	12月	国債窓販業務の取扱開始
1987	昭和62年	12月	貯金量１兆５千億円達成
1990	平成２年	7月	都銀・地銀とのキャッシュサービス開始
1991	平成３年	2月	第２地銀、信金、信組、労金とのキャッシュサービス開始
		4月	サンデーバンキング開始
		6月	日銀歳入金窓口受け入れ開始
1992	平成４年	4月	愛称を「ＪＡ埼玉県信連」としてスタート
1994	平成６年	3月	貯金量２兆円達成
		9月	国債等自己窓販業務の取扱開始
1995	平成７年	11月	第４次全銀内国為替システム対応
1998	平成10年	10月	「ＪＡバンク」の導入
		12月	外貨預金の取扱開始
1999	平成11年	4月	ＡＴＭ・ＣＤの祝日稼働開始
		10月	投資信託窓販業務の取扱開始
2000	平成12年	5月	郵便局とのキャッシュサービス開始
		9月	農中信託銀行信託代理店業務開始
2002	平成14年	1月	ＪＡバンクシステム導入
		5月	ＪＡＳＴＥＭシステムへの移行
		6月	経営管理委員会制度の導入
		9月	インターネットバンキング（ＪＡネットバンク）取扱開始
2003	平成15年	2月	確定拠出年金事業の取扱開始
		11月	第５次全銀内国為替システム対応
2004	平成16年	4月	ファームバンキング取扱開始
2005	平成17年	3月	「決済用貯金」取扱開始
		4月	貯金量２兆５千億円達成
		11月	セブン銀行とのＡＴＭ提携開始
2006	平成18年	10月	ＩＣキャッシュカード・生体認証取扱開始
			新ＪＡカード取扱開始
2007	平成19年	5月	ＡＴＭ休日稼働の拡大並びに休日稼働時間の延長
			郵便貯金・セブン銀行ＡＴＭでの入金取引開始
2008	平成20年	1月	ＪＡバンク埼玉キャッシュカードの県内ＡＴＭ入出金手数料の無料化開始

当会の組織

会員数

（単位：法人）

資格別	19年3月末	20年3月末
正会員	39	37
准会員	36	36
合計	75	73

役員

（平成20年6月末現在）

役職名	氏名
経営管理委員会会長	江原正視
経営管理委員	細野邦彦
経営管理委員	島村功作
経営管理委員	小澤稔夫
経営管理委員	舟橋俊人
経営管理委員	中嶋政晴
経営管理委員	鯨井武明
経営管理委員	根岸芳弘
経営管理委員	坂本健次
経営管理委員	若林龍司
経営管理委員	吉田力

役職名	氏名
代表理事理事長	宮﨑信夫
代表理事専務	久保喜信
常務理事	千代田晴夫
常務理事	丸山賢司
代表監事	根岸正治
監事	森田忠
監事	利根川洋治
常勤監事	齊藤喜久夫
員外監事	雪平幸一郎

職員数

（単位：人）

区分	19年3月末	20年3月末
男子職員	158	154
女子職員	40	40
合計	198	194

（注）嘱託職員を除いております。

機　構

（平成20年6月末現在）

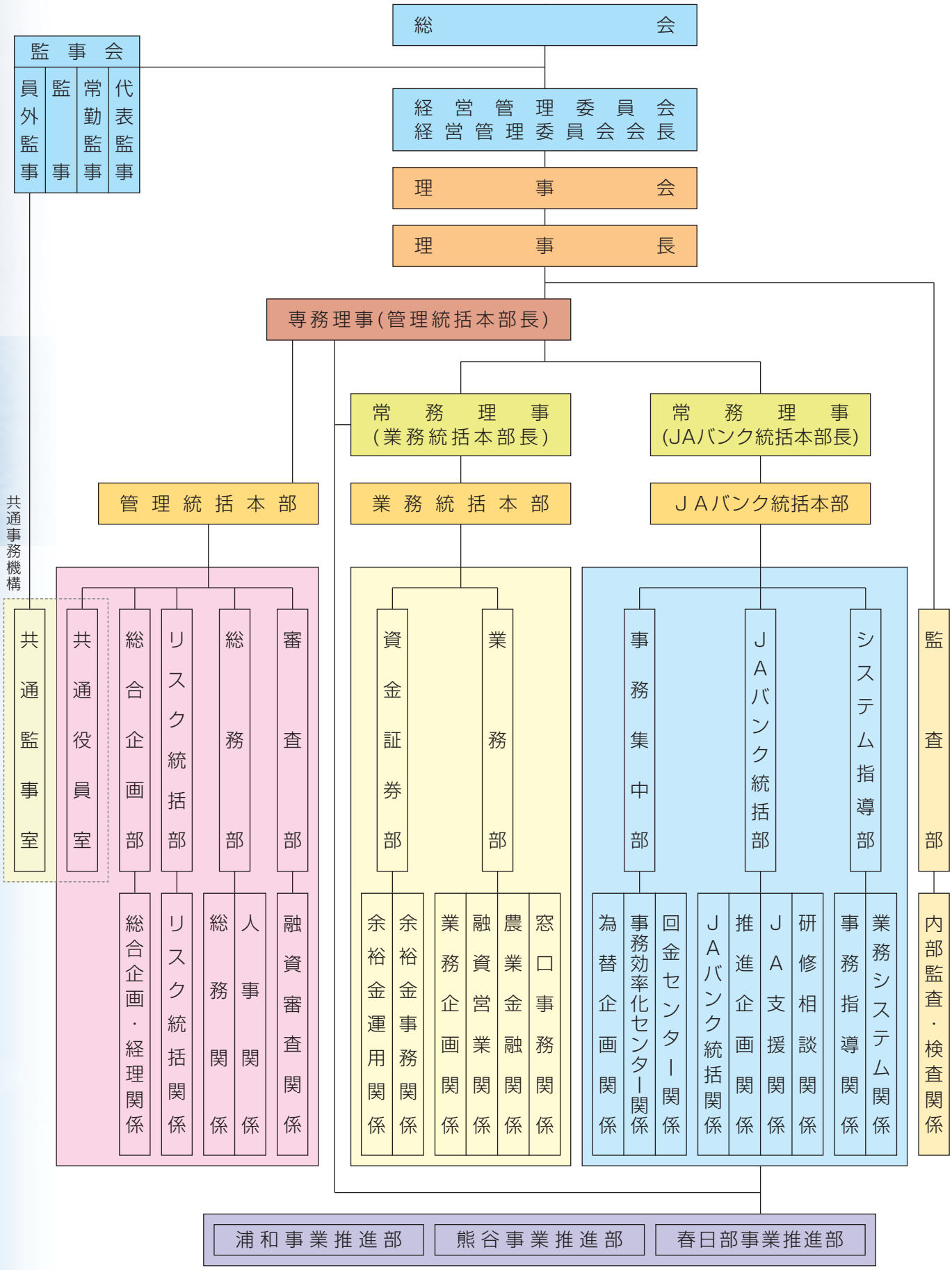

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

店舗等一覧

■ 営業店舗

（平成20年6月末現在）

名　称	所　在　地	代表電話番号	ＦＡＸ番号
本　店	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048(829)3504	048(829)3588

■ 推進拠点

（平成20年6月末現在）

名　称	所　在　地	代表電話番号	ＦＡＸ番号
浦和事業推進部	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号	048(829)3010	048(829)3013
熊谷事業推進部	〒360-0031 熊谷市末広1丁目62番地	048(524)9711	048(525)4543
春日部事業推進部	〒344-0067 春日部市中央1丁目52番地8	048(737)6111	048(736)4434

ATM設置台数・取扱時間・利用手数料

■ ATMの設置台数

（平成20年6月末現在）

区　分	店舗内	店舗外	計
ＪＡ	318	82	400
信　連	2	2	4

■ ATMの取扱時間

（平成20年6月末現在）

取扱日	開始時間	終了時間	備　考
平　日	8時00分	21時00分	○ＪＡバンク埼玉のキャッシュカードは、1月3日及び5月4日(5月4日が日曜日の場合は5月3日)はお取り扱いできません。 ○他金融機関のキャッシュカードは、1月1～3日及び日曜日を除く5月3～5日はお取り扱いできません。 ○ATMにより取扱日・取扱時間が異なる場合があります。
土曜日 日曜日 祝　日 1月2日 12月31日	JAバンク埼玉のキャッシュカード		
	8時30分	21時00分	
	他金融機関のキャッシュカード		
	9時00分	17時00分	

■ ATMの利用手数料

（平成20年6月末現在）

ご利用時間帯		当会のｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ		県内JAのｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ		県外JAのｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ		他金融機関のｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ	
		お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ
平日	8:45まで	無　料		無　料		210円	105円	210円	お取り扱いできません
	8:45～18:00					無　料	無　料	105円	
	18:00以降					210円	105円	210円	
土曜日	14:00まで					105円	無　料	105円	
	14:00以降					210円	105円	210円	
日曜日・祝日	終　日					210円	105円	210円	

（注1）1月2日及び12月31日は、日曜日・祝日扱いとなります。
（注2）他金融機関のキャッシュカードには、漁協・MICS提携金融機関及びゆうちょ銀行のキャッシュカードが含まれます。
（注3）上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。

資料編

資料編－1

財務諸表 31
貸借対照表 ……31
損益計算書 ……32
キャッシュ・フロー計算書 ……33
平成18年度・19年度注記表 ……34
その他事業収益の内訳 ……38
経費の内訳 ……38
剰余金処分計算書 ……38
確認書 ……39

貯　金 40
科目別貯金平均残高 ……40
定期貯金残高 ……40

貸 出 金 41
科目別貸出金平均残高 ……41
貸出金の金利条件別内訳残高 ……41
貸出金の担保別内訳残高 ……41
債務保証の担保別内訳残高 ……41
貸出金の使途別内訳残高 ……42
貯貸率・貯証率 ……42
貸出金の業種別残高 ……42
受託貸付金の残高 ……42
リスク管理債権及び
金融再生法開示債権 ……43
貸倒引当金等の期末残高
及び期中の増減額 ……44
貸出金償却の額 ……44

有価証券 45
種類別有価証券平均残高 ……45
商品有価証券種類別平均残高 ……45
有価証券残存期間別残高 ……45
有価証券の時価情報等 ……46

為替業務・その他業務 47
内国為替の取扱実績 ……47
国債等公共債の窓口販売実績 ……47
公共債の引受額 ……47

主要な経営指標等 48
最近5年間の主要な経営指標 ……48
受取・支払利息の増減額 ……49
利益率 ……49
利益総括表 ……50
資金運用収支の内訳 ……50
一職員あたりの
貯金・貸出金残高 ……50

資料編－2

自己資本の状況 51
自己資本比率の状況 ……51
経営の健全性の確保と自己資本の充実 ……51
自己資本の構成 ……52
自己資本の充実度に関する事項 ……53

信用リスクに関する事項 54
標準的手法に関する事項 ……54
信用リスクに関するエクスポージャー及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 …55
貸倒引当金の期末残高及び期中増減額 ……56
信用リスク削減効果勘案後の残高及び
自己資本控除額 ……57

信用リスク削減手法に関する事項 58
信用リスク削減手法に関する
リスク管理の方針及び手続の概要 ……58
信用リスク削減手法が適用された
エクスポージャーの額 ……59

**派生商品取引及び長期決済期間取引の
リスクに関する事項** 60
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の
リスクに関するリスク管理の方針
及び手続の概要 ……60
派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳 ……60
与信相当額算出の対象となる
クレジット・デリバティブ ……61
信用リスク削減手法の効果を勘案するために
用いているクレジット・デリバティブ ……61

証券化エクスポージャーに関する事項 62

オペレーショナル・リスクに関する事項 62
オペレーショナル・リスク相当額の算出に
使用する手法の名称 ……62

出資等エクスポージャーに関する事項 63
出資等エクスポージャーに関する
リスク管理の方針及び手続の概要 ……63
出資等エクスポージャーの
貸借対照表計上額及び時価 ……64
出資等エクスポージャーの
売却及び償却に伴う損益 ……64
貸借対照表で認識され損益計算書で
認識されない評価損益の額 ……64
貸借対照表及び損益計算書で
認識されない評価損益の額 ……64

金利リスクに関する事項 65
金利リスクの算定方法の概要 ……65
内部管理上使用した金利ショックに対する
損益又は経済価値の増減 ……65

財務諸表

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	18年度（平成19年3月31日）	19年度（平成20年3月31日）	科目	18年度（平成19年3月31日）	19年度（平成20年3月31日）
（資産の部）			（負債の部）		
現金	3,740	4,146	貯金	2,520,108	2,539,117
預け金	1,645,210	1,614,056	当座貯金	14,711	13,185
系統預け金	1,643,273	1,612,577	普通貯金	5,752	6,887
系統外預け金	1,937	1,478	貯蓄貯金	26	22
有価証券	703,793	744,984	通知貯金	2,500	2,770
国債	328,786	249,619	別段貯金	410	2,105
地方債	60,820	78,431	定期貯金	2,496,630	2,514,073
社債	45,481	52,295	定期積金	77	72
株式	5,278	5,683	借用金	28,001	28,000
外国証券	2,994	9,494	代理業務勘定	140	147
その他証券	260,430	349,459	その他負債	3,568	6,336
貸出金	211,563	211,891	未払費用	3,254	6,087
手形貸付	3,623	1,764	その他	314	249
証書貸付	161,057	159,244	諸引当金	6,132	6,283
当座貸越	6,137	6,621	相互援助積立金	2,644	2,750
金融機関貸付	40,745	44,261	賞与引当金	115	111
その他資産	4,427	7,469	退職給付引当金	3,343	3,384
未収収益	3,720	5,751	役員退職慰労引当金	28	36
その他	707	1,718	繰延税金負債	－	566
固定資産	7,004	7,025	債務保証	1,127	999
有形固定資産	6,830	6,867	負債の部合計	2,559,078	2,581,452
無形固定資産	173	158	（純資産の部）		
外部出資	51,127	75,770	出資金	56,611	66,611
系統出資	48,863	73,471	（うち後配出資金）	（－）	（10,000）
系統外出資	2,186	2,221	利益剰余金	13,456	18,159
子会社等出資	78	78	利益準備金	2,234	3,030
繰延税金資産	410	－	その他利益剰余金	11,222	15,128
債務保証見返	1,127	999	特別積立金	5,000	7,000
貸倒引当金	△2,178	△1,486	当期未処分剰余金	6,222	8,128
外部出資等損失引当金	△26	△30	（うち当期剰余金）	3,983	5,438
			会員資本合計	70,068	84,771
			その他有価証券評価差額金	△2,945	△1,396
			評価・換算差額等合計	△2,945	△1,396
			純資産の部合計	67,122	83,374
資産の部合計	2,626,200	2,664,826	負債及び純資産の部合計	2,626,200	2,664,826

（注）「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」（農林水産省令第17号 平成20年3月28日）により改正され、同日から施行されたことに伴い、平成19年度から従来の「役員退任慰労引当金」は「役員退職慰労引当金」として表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科目	18年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	19年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
経常収益	26,391	32,661
資金運用収益	23,191	28,624
（うち貸出金利息）	(2,040)	(2,782)
（うち預金利息）	(13,376)	(17,204)
（うち有価証券利息配当金）	(7,766)	(8,630)
役務取引等収益	252	234
その他事業収益	1,256	3,151
その他経常収益	1,690	651
経常費用	22,686	28,557
資金調達費用	16,328	22,085
（うち貯金利息）	(16,148)	(21,625)
役務取引等費用	28	27
その他事業費用	1,851	1,235
経費	4,067	3,907
その他経常費用	409	1,301
（うち貸倒引当金繰入額）	(171)	(－)
（うち貸出金償却）	(92)	(65)
経常利益	3,705	4,103
特別利益	631	1,356
特別損失	36	17
（うち減損損失）	(3)	(－)
税引前当期利益	4,300	5,442
法人税、住民税及び事業税	5	5
法人税等調整額	312	△1
当期剰余金	3,983	5,438
前期繰越剰余金	2,238	2,689
当期未処分剰余金	6,222	8,128

（注1）資金運用収益の「うち預金利息」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
（注2）資金調達費用の「うち貯金利息」には、支払奨励金が含まれています。

キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　　目	平成18年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	平成19年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
1　事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(△は税引前当期損失)	4,300	5,442
減価償却費	207	208
減損損失	3	–
貸倒引当金の増加額	71	△691
外部出資等損失引当金の増加額	26	3
退職給付引当金の増加額	△ 2	40
その他の引当金・積立金の増加額	109	110
資金運用収益	△ 23,191	△ 28,624
資金調達費用	16,328	22,085
有価証券関係損益(△)	△ 209	△ 517
外部出資関係損益(△)	△ 19	–
固定資産処分損益(△)	△ 567	17
貸出金の純増(△)減	△ 28,601	△327
預け金の純増(△)減	△ 45,000	237,000
貯金の純増減(△)	△ 2,547	19,009
その他	△ 495	△ 85
資金運用による収入	21,889	26,593
資金調達による支出	△ 14,660	△ 19,274
小　　計	△ 72,357	260,990
法人税等の支払額	△ 883	△ 5
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 73,240	260,985
2　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 132,991	△ 283,285
有価証券の売却による収入	110,831	179,764
有価証券の償還による収入	65,216	64,413
固定資産の取得による支出	△ 388	△ 447
固定資産の売却による収入	816	200
外部出資の増加による支出	–	△ 24,643
外部出資の売却等による収入	22	–
投資活動によるキャッシュ・フロー	43,507	△ 63,998
3　財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の増加による収入	28,000	–
出資の増額による収入	1	10,454
出資金の払戻しによる支出	△ 1	△ 454
出資配当金の支払額	–	△ 735
財務活動によるキャッシュ・フロー	28,000	9,264
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	–	–
5　現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 1,733	206,250
6　現金及び現金同等物の期首残高	88,008	86,274
7　現金及び現金同等物の当期末残高	86,274	292,525

注記表

区分	平成18年度（自平成18年4月1日～至平成19年3月31日）	平成19年度（自平成19年4月1日～至平成20年3月31日）
1. 重要な会計方針に関する事項	(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については、「0」で表示しています。また、取引があるが期末に残高がない勘定科目は「－」で表示しています。 (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成11年1月22日企業会計審議会)に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。 ① 売買目的の有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定) ② 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法 ③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…取得原価法(売却原価は移動平均法により算定) ④ その他有価証券 ・時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・時価のないもの…取得原価法(売却原価は移動平均法により算定) なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。 (3) デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。 (4) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。 建物　定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は15年～50年です。 動産　定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～15年です。 (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。 (6) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。 (7) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権のうち債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っています。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,943百万円です。 ② 退職給付引当金 退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。 ③ 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。 ④ 役員退任慰労引当金 役員退任慰労引当金については、「役員退任慰労金引当規程」に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しています。 ⑤ 外部出資等損失引当金 外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。	(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については、「0」で表示しています。また、取引があるが期末に残高がない勘定科目は「－」で表示しています。 (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成11年1月22日企業会計審議会)に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。 ① 売買目的の有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定) ② 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法 ③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…取得原価法(売却原価は移動平均法により算定) ④ その他有価証券 ・時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・時価のないもの…取得原価法(売却原価は移動平均法により算定) なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。 (3) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。 建物　定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は17年～65年です。 動産　定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～20年です。 なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期利益は、従来の方法によった場合に比べ18百万円減少しております。 また、当年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存価額を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。 (5) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権のうち債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当期は税法基準に基づき算定した繰入限度額)を計上しています。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が一次査定、審査部署が二次査定を実施し、リスク管理統括部署が査定結果を検証し、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っています。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,116百万円です。 ② 退職給付引当金 退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。 ③ 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額

区　分	平成18年度（自平成18年4月1日～至平成19年3月31日）	平成19年度（自平成19年4月1日～至平成20年3月31日）
	(8) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。 (9) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。 (10)「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令第27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令第41号平成18年4月28日)により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、当年度から以下のとおり表示を変更しています。 ①「資本の部」は「純資産の部」とし、会員資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しています。 なお、当年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は67,122百万円であります。 ②「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しています。 ③「固定資産」は、「業務用固定資産」及び「業務外固定資産」に区分して表示していましたが、「有形固定資産」及び「無形固定資産」への区分表示へ変更しています。	を計上しています。 ④　役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金については、「役員退任慰労金規程」に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しています。 ⑤　外部出資等損失引当金 外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。 ⑥　相互援助積立金 相互援助積立金は、「埼玉県ＪＡバンク支援制度要領」に基づき積み立てています。 (6) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。 (7) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。 (8)「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令第27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令第17号平成20年3月28日)により改正され、平成20年3月28日から施行されたことに伴い、従来の「役員退任慰労引当金」は「役員退職慰労引当金」として表示しています。
2. 貸借対照表に関する事項	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,754百万円です。 (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は18百万円です。 (3) リース契約により使用する重要な固定資産は、貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として電子計算機があり、未経過リース料年度末残高相当額は、113百万円です。 (4) 担保に供している資産は次のとおりです。 担保に供している資産 系統外定期預け金　1,300百万円 担保資産に対応する債務 借用金　1百万円 上記のほか、為替決済、公金収納支払事務等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、系統定期預け金30,000百万円、有価証券1,968百万円を差し入れています。 (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は484百万円です。 (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は384百万円です。 (7) 貸出金のうち、破綻先債権額は1,063百万円、延滞債権額は2,154百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。 (8) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。 (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,218百万円です。 なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、42,727百万円です。 (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金16,382百万円が含まれています。 (13) 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金28,000百万円が含まれています。	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,864百万円です。 (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は18百万円です。 (3) リース契約により使用する重要な固定資産は、貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として電子計算機があり、未経過リース料年度末残高相当額は、94百万円です。 (4) 担保に供している資産は次のとおりです。 担保に供している資産 系統外定期預け金　1,300百万円 担保資産に対応する債務 借用金　0百万円 上記のほか、為替決済、公金収納支払事務等の取引の担保資産として、系統定期預け金30,000百万円、有価証券1,968百万円を差し入れています。 (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は332百万円です。 (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は325百万円です。 (7) 貸出金のうち、破綻先債権額は1,286百万円、延滞債権額は858百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。 (8) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。 (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,144百万円です。 なお、(7)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、90,967百万円です。 (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金20,000百万円が含まれています。 (13) その他の資産1,223百万円には、有価証券取引に係る約定未決済受入額962百万円が含まれています。 (14) 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金28,000百万円が含まれています。

区　分	平成18年度（自平成18年4月1日～至平成19年3月31日）	平成19年度（自平成19年4月1日～至平成20年3月31日）
3. 損益計算書に関する事項	(1) 子会社等との取引による収益総額　4百万円 うち事業取引高　4百万円 うち事業取引以外の取引高　－百万円 (2) 子会社等との取引による費用総額　0百万円 うち事業取引高　0百万円 うち事業取引以外の取引高　－百万円 (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は99百万円です。 (4) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。 主な用途　種　類　減損損失 遊休資産　電話加入権他46件　3百万円 遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。 当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。	(1) 子会社等との取引による収益総額　13百万円 うち事業取引高　13百万円 うち事業取引以外の取引高　－百万円 (2) 子会社等との取引による費用総額　0百万円 うち事業取引高　0百万円 うち事業取引以外の取引高　－百万円 (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は80百万円です。
4. 有価証券に関する事項	(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資勘定」中の子会社関連会社等の株式及び非上場株式が含まれています。以下(5)まで同様です。 ① 売買目的有価証券 貸借対照表計上額　－百万円 当年度の損益に含まれた評価差額　－百万円 ② 満期保有目的の債券で時価のあるもの	(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資勘定」中の子会社関連会社等の株式及び非上場株式が含まれています。以下(5)まで同様です。 ① 売買目的有価証券は、該当ありません。 ② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	46,990百万円	47,075百万円	85百万円	85百万円	－百万円
地方債	10,394	10,434	39	77	38
政保債	20,806	20,745	△61	7	68
金融債	134,595	134,239	△356	261	618
社債	45,481	45,303	△178	179	358
外国証券	2,994	2,931	△63	－	63
合計	261,264	260,729	△535	611	1,146

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	76,945百万円	77,945百万円	999百万円	999百万円	－百万円
地方債	16,112	16,676	564	564	－
政保債	20,797	21,368	571	571	－
金融債	148,448	148,899	450	751	300
社債	52,295	52,564	268	363	94
外国証券	9,494	9,132	△361	1	363
合計	324,094	326,588	2,493	3,251	757

③ その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	4,316百万円	5,278百万円	961百万円	1,023百万円	61百万円
債券	431,028	427,798	△3,229	1,009	4,238
国債	284,738	281,796	△2,942	284	3,227
地方債	50,297	50,425	128	415	287
政保債	87,749	87,405	△343	308	652
金融債	8,243	8,171	△71	－	71
その他	9,518	9,451	△66	62	128
合計	444,863	442,528	△2,334	2,094	4,429

なお、上記評価差額から繰延税金負債611百万円を差し引いた額△2,945百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。
売却額　売却益　売却損
110,840百万円　1,976百万円　1,769百万円
(4) 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。
内　容　貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
関連法人等株式　78百万円
その他有価証券
非上場株式(店頭売買株式を除く)　95百万円
(5) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	62,371百万円	373,546百万円	216,816百万円	36,328百万円
国債	25,089	159,358	111,010	33,328
地方債	3,588	25,843	31,388	－
政保債	1,000	43,784	63,427	－
金融債	30,993	111,773	－	－
社債	1,700	31,786	8,995	3,000
外国証券	－	1,000	1,994	－
その他	－	1,476	2,513	－
合計	62,371	375,022	219,330	36,328

③ その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	6,473百万円	5,683百万円	△789百万円	88百万円	878百万円
債券	396,376	399,530	3,154	5,127	1,973
国債	172,686	172,673	△13	1,848	1,862
地方債	61,223	62,319	1,096	1,128	32
政保債	96,721	98,719	1,998	1,998	－
金融債	65,744	65,817	73	151	78
その他	17,846	15,675	△2,171	4	2,175
合計	420,696	420,889	192	5,220	5,027

なお、上記評価差額から繰延税金負債1,589百万円を差し引いた額△1,396百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。
売却額　売却益　売却損
180,727百万円　2,503百万円　1,033百万円
(4) 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。
内　容　貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
関連法人等株式　78百万円
その他有価証券
非上場株式(店頭売買株式を除く)　95百万円
(5) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	130,600百万円	424,522百万円	142,372百万円	26,129百万円
国債	73,041	118,237	33,210	25,129
地方債	5,912	30,504	42,014	－
政保債	10,502	51,865	57,148	－
金融債	27,053	187,213	－	－
社債	14,089	28,207	8,998	1,000
外国証券	－	8,494	1,000	－
その他	－	4,399	2,150	－
合計	130,600	428,922	144,523	26,129

区　分	平成18年度（自平成18年4月1日～至平成19年3月31日）	平成19年度（自平成19年4月1日～至平成20年3月31日）
		(6) 当年度において、その他有価証券で時価が取得原価より30%以上下落した株式、受益証券について、「有価証券等減損処理基準」に基づき回復可能性を判定し992百万円減損処理を行っています。
5. 退職給付に関する事項	(1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。 なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行なっています。 ② 退職給付債務の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項 退職給付債務の額　3,343百万円 退職給付引当金の額　3,343百万円 退職給付費用の額　234百万円 (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。 なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、17百万円となっています。 また、存続組合より示され平成19年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、413百万円となっています。	(1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。 なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行なっています。 ② 退職給付債務の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項 退職給付債務の額　3,384百万円 退職給付引当金の額　3,384百万円 退職給付費用の額　223百万円 (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。 なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。 また、存続組合より示され平成20年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、396百万円となっています。
6. 税効果会計に関する事項	(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。 当　年　度 繰延税金資産 貸倒引当金超過額　881百万円 相互援助積立金　819百万円 賞与引当金超過額　35百万円 退職給付引当金超過額　908百万円 減価償却超過額　114百万円 繰延資産償却超過額　115百万円 税法上の繰越欠損金　5,171百万円 前払費用　86百万円 貸出金償却　153百万円 その他　43百万円 繰延税金資産小計　8,330百万円 評価性引当額　△7,306百万円 繰延税金資産合計(A)　1,024百万円 繰延税金負債 その他有価証券　△611百万円 その他　△ 3百万円 繰延税金負債合計(B)　△614百万円 繰延税金資産の純額(A)＋(B)　410百万円 (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 当　年　度 法定実効税率　31.00% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目　0.19% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△1.54% 住民税均等割等　0.10% 評価性引当額　△22.37% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　7.38%	(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。 貸倒引当金超過額　860百万円 相互援助積立金　852百万円 賞与引当金超過額　34百万円 退職給付引当金超過額　946百万円 減価償却超過額　109百万円 繰延資産償却　57百万円 税法上の繰越欠損金　3,437百万円 前払費用(経営安定化)　82百万円 国債等債券償却　50百万円 株式等償却　257百万円 その他　48百万円 繰延税金資産小計　6,738百万円 評価性引当額　△5,712百万円 繰延税金資産合計(A)　1,025百万円 繰延税金負債 その他有価証券　△1,589百万円 その他　△ 3百万円 繰延税金負債合計(B)　△1,592百万円 繰延税金負債の純額(A)＋(B)　△566百万円 (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率　31.00% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目　0.16% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△1.89% 住民税均等割等　0.08% 評価性引当額　△29.31% その他　0.03% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　0.07%
7. キャッシュ・フロー計算書に関する事項	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

その他事業収益の内訳

（単位：百万円）

項目	18年度	19年度
受取助成金	0	0
国債等債券売却益	591	2,074
その他の事業収益	664	1,076
その他事業収益合計	1,256	3,151

経費の内訳

（単位：百万円）

項目	18年度	19年度
人件費	1,953	1,879
役員報酬	72	69
給料手当	1,385	1,327
うち賞与引当金繰入額	115	111
福利厚生費	254	250
退職給付費用	234	223
役員退職慰労引当金繰入	7	8
物件費	1,997	1,929
事業推進費	240	296
債権管理費	4	7
旅費交通費	17	17
業務費	574	555
負担金	466	379
施設費	680	659
雑費	13	14
税金	116	98
経費合計	4,067	3,907

剰余金処分計算書

（単位：百万円）

	18年度	19年度
1 当期未処分剰余金	6,222	8,128
2 剰余金処分額	3,532	5,375
(1) 利益準備金	796	1,087
(2) 任意積立金	2,000	3,500
特別積立金	2,000	3,500
(3) 出資配当金	735	787
普通出資に対する配当金	735	735
後配出資に対する配当金	—	51
(4) 事業分量配当金	—	—
3 次期繰越剰余金	2,689	2,752

（注）普通出資に対する配当率は年1.3%、後配出資に対する配当率は年1.0%です。

確　認　書

1．私は平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち，財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

2．当該確認を行うにあたり，財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され，有効に機能していることを確認しました。

(1) 業務分掌と所管部署が明確化され，各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
(2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性･有効性を検証しており，重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
(3) 重要な経営情報については，理事会等へ適切に付議･報告されております。

平成２０年７月１日

埼玉県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長　宮　﨑　信　夫

（注）財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分計算書及びキャッシュ・フロー計算書を指しています。

貯　金

科目別貯金平均残高

（単位：百万円,%）

科　　目	18年度	19年度	増　　減
流動性貯金	33,315(　1.3)	35,109(　1.4)	1,794
定期性貯金	2,511,902(98.7)	2,511,519(98.6)	△383
その他の貯金	752(　0.0)	876(　0.0)	123
計	2,545,970(100.0)	2,547,504(100.0)	1,533
譲渡性貯金	−(　　−)	−(　　−)	−
合　　計	2,545,970(100.0)	2,547,504(100.0)	1,533

（注1）流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
（注2）定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
（注3）(　　)内は構成比です。

定期貯金残高

（単位：百万円,%）

	18年度	19年度	増　　減
定期貯金	2,496,630(100.0)	2,514,073(100.0)	17,443
うち固定金利定期	2,496,629(100.0)	2,514,073(100.0)	17,444
うち変動金利定期	1(　0.0)	−(　0.0)	△1

（注1）固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
（注2）変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
（注3）(　　)内は構成比です。

貸出金

科目別貸出金平均残高

（単位：百万円）

種類	18年度	19年度	増減
手形貸付	3,712	1,793	△1,919
証書貸付	185,921	201,198	15,276
当座貸越	5,323	6,948	1,625
合計	194,957	209,941	14,983

貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：百万円,%）

種類	18年度	19年度	増減
固定金利貸出	91,044(43.0)	88,440(41.7)	△2,603
変動金利貸出	120,519(57.0)	123,451(58.3)	2,931
合計	211,563(100.0)	211,891(100.0)	327

（注）(　　)内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種類	18年度	19年度	増減
担保計	15,662	11,166	△4,495
貯金・定期積金等	1,578	453	△1,124
有価証券	675	533	△142
動産	—	—	—
不動産	7,684	9,070	1,385
その他担保物	5,723	1,110	△4,613
保証計	6,371	6,252	△119
農業信用基金協会保証	400	376	△24
その他保証	5,970	5,875	△94
信用	189,530	194,472	4,942
合計	211,563	211,891	327

債務保証の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種類	18年度	19年度	増減
担保計	1,127	999	△127
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	188	183	△5
その他保証	939	816	△122
信用	—	—	—
合計	1,127	999	△127

（注）その他保証とは、機関保証、個人保証等のことです。

貸出金の使途別内訳残高

（単位：百万円,%）

種類	18年度	19年度	増減
設備資金	22,278(10.5)	20,103(9.5)	△2,175
運転資金	189,285(89.5)	191,788(90.5)	2,503
合計	211,563(100.0)	211,891(100.0)	327

（注）（　　）内は構成比です。

貯貸率・貯証率

（単位：%）

区分		18年度	19年度	増減
貯貸率	期末	8.4	8.3	△0.1
	期中平均	7.7	8.2	0.6
貯証率	期末	27.9	29.3	1.4
	期中平均	28.9	30.3	1.5

（注1）貯貸率(期末)＝貸出金残高/貯金残高×100
（注2）貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高/貯金平均残高×100
（注3）貯証率(期末)＝有価証券残高/貯金残高×100
（注4）貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高/貯金平均残高×100

貸出金の業種別残高

（単位：百万円,%）

種類	18年度	19年度	増減
農業	201(0.1)	105(0.0)	△95
林業	−(−)	−(−)	−
水産業	−(−)	−(−)	−
製造業	41,347(19.5)	36,110(17.0)	△5,236
鉱業	−(−)	−(−)	−
建設業	4,376(2.1)	7,939(3.8)	3,562
電気･ガス･熱供給･水道業	3(0.0)	−(0.0)	△3
運輸・通信業	19,824(9.4)	7,435(3.5)	△12,389
卸売･小売業･飲食店	18,961(9.0)	18,575(8.8)	△385
金融・保険業	67,983(32.1)	65,775(31.0)	△2,208
不動産業	11,381(5.4)	9,223(4.4)	△2,158
サービス業	34,067(16.1)	53,657(25.3)	19,590
地方公共団体	5,620(2.7)	6,067(2.9)	446
その他	7,800(3.7)	7,005(3.3)	△794
合計	211,563(100.0)	211,891(100.0)	327

（注）（　　）内は構成比です。

受託貸付金の残高

（単位：百万円）

受託先	18年度	19年度	増減
農林漁業金融公庫	6,212	5,555	△657
住宅金融支援機構	46,172	41,497	△4,675
国民生活金融公庫	477	441	△36
福祉医療機構	62	50	△12
合計	52,925	47,543	△5,382

リスク管理債権及び金融再生法開示債権

○農業協同組合法に基づくリスク管理債権

（単位：百万円）

債権区分	18年度	19年度	増減
破綻先債権	1,063	1,286	222
延滞債権	2,154	858	△1,296
3カ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—
リスク管理債権合計	3,218	2,144	△1,073

○金融再生法に基づく開示債権

（単位：百万円）

債権区分	18年度	19年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,044	1,340	△703
危険債権	1,245	859	△386
要管理債権	—	—	—
小計	3,290	2,200	△1,090
正常債権	209,799	211,110	1,310
開示対象債権合計	213,089	213,310	220

（注1）破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

（注2）延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

（注3）3カ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

（注4）貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

（注1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

（注2）危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

（注3）要管理債権
3月以上延滞債権で、(注1)及び(注2)に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

（注4）正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(注1)から(注3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分したものです。

【元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況】

該当する取引はありません。

【リスク管理債権の保全状況】

（単位：百万円,%）

債権区分	債権額(A)	保全額			保全率(B)／(A)
		担保・保証等	貸倒引当金	合計(B)	
破綻先債権	1,286	1,123	162	1,286	100.00
延滞債権	858	275	523	799	93.10
3カ月以上延滞債権	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	－	－	－	－	－
リスク管理債権合計(C)	2,144	1,399	686	2,085	97.24
貸出金残高(D)	211,891				
リスク管理債権比率	1.01				

（注1）担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。
（注2）貸倒引当金は、リスク管理債権に対して引当計上した金額であり、貸借対照表の残高とは異なります。
（注3）リスク管理債権比率＝(C)／(D)×100

【金融再生法開示債権区分に基づく保全状況】

（単位：百万円,%）

債権区分	債権額(A)	保全額			保全率(B)／(A)
		担保・保証等	貸倒引当金	合計(B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,340	1,124	216	1,340	100.00
危険債権	859	276	523	800	93.11
要管理債権	－	－	－	－	－
小計(C)	2,200	1,401	739	2,141	97.31
正常債権	211,110				
合計(D)	213,310				
不良債権比率	1.03				

（注1）担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。
（注2）貸倒引当金は、金融再生法開示債権に対して引当計上した金額であり、貸借対照表の残高とは異なります。
（注3）不良債権比率＝(C)／(D)×100

貸倒引当金等の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分	18年度					19年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	708	728	－	708	728	728	736	－	728	736
個別貸倒引当金	1,397	1,449	99	1,298	1,449	1,449	749	80	1,369	749
合計	2,106	2,178	99	2,006	2,178	2,178	1,486	80	2,097	1,486
埼玉県JAバンク支援制度相互援助積立金	2,540	103	－	－	2,644	2,644	106	－	－	2,750

（注）期中減少額の目的使用とは、償却等による貸倒引当金額の減少をいいます。

貸出金償却の額

（単位：百万円）

	18年度	19年度
貸出金償却額	92	65

（注）貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。平成19年度に相殺した金額は80百万円です。

有価証券

種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種　　類	18年度	19年度	増　　減
国　　債	349,068	325,429	△23,639
地　方　債	61,947	73,996	12,049
社　　債	45,388	51,061	5,673
株　　式	4,220	6,316	2,096
外　国　証　券	5,878	6,922	1,043
そ の 他 証 券	268,547	308,710	40,163
合　　計	735,051	772,437	37,386

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

（単位：百万円）

種　　類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めの ないもの	合　計
平成18年度								
国　　債	25,101	104,519	55,097	63,220	48,609	35,179	－	331,728
地　方　債	3,546	23,714	1,787	12,835	18,808	－	－	60,692
社　　債	1,700	21,688	10,098	3,996	4,999	3,000	－	45,481
株　　式	－	－	－	－	－	－	4,316	4,316
外 国 証 券	－	1,000	－	994	1,000	－	－	2,994
その他証券	31,993	73,714	83,357	31,933	34,408	－	5,504	260,913
平成19年度								
国　　債	73,011	54,395	63,072	10,456	21,714	26,981	－	249,632
地　方　債	5,893	17,545	12,702	11,379	29,814	－	－	77,335
社　　債	14,089	15,706	12,500	3,999	4,999	1,000	－	52,295
株　　式	－	－	－	－	－	－	6,473	6,473
外 国 証 券	－	1,000	7,494	1,000	－	－	－	9,494
その他証券	37,556	73,159	165,164	11,972	43,858	－	17,846	349,559

（注）残高については、償却原価を表示しています。

有価証券の時価情報等

Ⅰ　有価証券の時価情報

（単位：百万円）

区分	18年度			19年度		
	取得価額	時　価	評価損益	取得価額	時　価	評価損益
売買目的	－	－	－	－	－	－
満期保有目的	261,264	260,729	△ 535	324,094	326,588	2,493
その他	444,863	442,528	△ 2,334	420,696	420,889	192
合計	706,127	703,258	△ 2,869	744,791	747,477	2,685

（注1）時価は期末日における市場価格等によっています。
（注2）取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
（注3）満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
（注4）その他有価証券については時価を貸借対照表価額としています。

Ⅱ　金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

Ⅲ　デリバティブ取引等

（単位：百万円）

区分			18年度			19年度		
			契約額等	時　価	評価損益	契約額等	時　価	評価損益
取引所	債券先物	売建	2,697	2,683	14	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
合計			2,697	2,683	14	－	－	－

為替業務・その他業務

内国為替の取扱実績

（単位：件,百万円）

種類	18年度		19年度	
	仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金･振込為替(件数)	(673,669)	(2,998,256)	(681,190)	(3,096,283)
金額	1,161,799	1,298,038	1,060,699	1,247,897
代金取立為替(件数)	(242)	(1,961)	(248)	(2,054)
金額	1,754	4,540	1,724	2,519
雑為替(件数)	(62,314)	(42,876)	(56,564)	(40,658)
金額	86,828	63,751	90,770	67,080

国債等公共債の窓口販売実績

（単位：百万円）

種類	18年度	19年度
国債	443	863
地方債	100	94
政府保証債	–	–

公共債の引受額

（単位：百万円）

種類	18年度	19年度
国債	–	–
地方債	7,510	6,417
政府保証債	–	–

主要な経営指標等

最近5年間の主要な経営指標

（単位：百万円,口,人,%）

項目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
経常収益	21,761	22,447	22,348	26,391	32,661
経常利益	2,930	2,979	3,038	3,705	4,103
当期剰余金	1,567	1,746	1,917	3,983	5,438
出資金 （出資口数）	56,611 (5,661,175)	56,611 (5,661,175)	56,611 (5,661,175)	56,611 (5,661,175)	66,611 (6,661,175)
純資産額	64,684	69,803	57,367	67,122	83,374
総資産額	2,460,449	2,549,244	2,596,576	2,626,200	2,664,826
貯金等残高	2,386,480	2,468,268	2,522,656	2,520,108	2,539,117
貸出金残高	139,693	157,091	182,961	211,563	211,891
有価証券残高	612,046	669,920	747,032	703,793	744,984
剰余金配当金額	566	566	－	735	787
普通出資配当額	566	566	－	735	735
後配出資配当額	－	－	－	－	51
事業分量配当額	－	－	－	－	－
職員数	205	206	204	198	194
単体自己資本比率(旧基準)	11.70	11.54	10.05	－	－
単体自己資本比率(新基準)	－	－	－	16.74	18.24

（注1）貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。
（注2）自己資本比率算出基準が改正され、18年度から新基準(金融庁・農林水産省告示第2号農業協同組合等がその健全性を判断するための基準)に基づき算出しています。

受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項目	18年度増減額	19年度増減額
受取利息	3,240	5,432
うち貸出金	510	742
うち有価証券	524	863
うち預け金	2,205	3,826
うちその他	△0	△0
支払利息	2,378	5,756
うち貯金・定期積金	2,202	5,476
うち譲渡性貯金	－	－
うち借用金	174	285
うちその他	1	△4
差し引き	862	△324

（注1）増減額は前年度対比です。
（注2）受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
（注3）支払利息の「うち貯金・定期積金」には、支払奨励金が含まれています。
（注4）支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。なお、金銭の信託はありません。

利益率

（単位：%）

項目	18年度	19年度	増減
総資産経常利益率	0.14	0.15	0.01
純資産経常利益率	5.61	5.50	△0.11
総資産当期純利益率	0.15	0.20	0.05
純資産当期純利益率	6.03	7.28	1.26

（注1）総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
（注2）純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
（注3）総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
（注4）純資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

利益総括表

（単位：百万円,%）

項目	18年度	19年度	増減
資金運用収支	6,862	6,538	△324
役務取引等収支	224	207	△17
その他事業収支	△594	1,915	2,509
事業粗利益	6,492	8,661	2,168
（事業粗利益率）	（ 0.25）	（ 0.33）	（ 0.08）
業務純益	2,404	4,745	2,341

（注1）資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
（注2）役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
（注3）その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
（注4）事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
（注5）事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳

（単位：百万円,%）

項目	18年度			19年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	2,574,319	23,191	0.90	2,605,129	28,624	1.10
うち預け金	1,643,833	13,377	0.81	1,622,301	17,204	1.06
うち有価証券	735,051	7,766	1.06	772,437	8,630	1.12
うち貸出金	194,957	2,040	1.05	209,941	2,782	1.33
資金調達勘定	2,560,819	16,328	0.64	2,575,681	22,085	0.86
うち貯金·定期積金	2,545,970	16,148	0.63	2,547,504	21,625	0.85
うち譲渡性貯金	0	0	－	0	0	－
うち借入金	14,423	174	1.21	28,000	459	1.64
総資金利ざや	――――		0.11	――――		0.09

（注1）総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借用金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借用金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100
（注2）資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
（注3）資金調達勘定の「うち貯金・定期積金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
（注4）資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

一職員あたりの貯金・貸出金残高

（単位：百万円）

項目	18年度	19年度	増減
一職員あたりの貯金残高	12,727	13,088	360
一職員あたりの貸出金残高	1,068	1,092	23

自己資本の状況

◆自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、新ＢＩＳ規制を踏まえたなかで、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでおります。

内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成２０年３月末における自己資本比率は、１８.２４％となりました。

◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、補完的項目に算入可能な劣後ローンの借入れ、基本的項目に算入可能な後配出資により調達しております。

■ 普通出資による資本調達額	566億円	(前年度　566億円)
■ 劣後ローンによる借入	280億円	(前年度　280億円)
■ 後配出資による資金調達額	100億円	(前年度　－　円)

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持向上に努めるため、「自己資本増強計画」に基づき、平成１８年度から３年間で約５００億円の拡充を予定しており、平成２０年度には、前年度に引き続き、会員ＪＡから１００億円の後配出資による調達を予定しております。

【年度別増強計画】

年　　度	18年度	19年度	20年度
調　達　額	280億円	100億円	100億円
調 達 方 法	劣後ローン	後配出資	後配出資

※劣後ローン並びに後配出資合計４８０億円との差額は、当会の内部留保によります。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、信用リスク・アセット額の算出に標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出は基礎的手法を採用したなかで、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。

また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した自己資本の維持向上に努めております。

自己資本の構成

（単位：百万円,%）

項目	18年度	19年度	項目	18年度	19年度
出資金	56,611	66,611	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	－	－
うち後配出資金	－	10,000	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	－	－
回転出資金	－	－			
再評価積立金	－	－	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	－	－
資本準備金	－	－			
利益準備金	3,030	4,118	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	－	－
特別積立金	7,000	10,500			
			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス（告示第223条を準用する場合を含む。）	－	－
次期繰越剰余金	2,689	2,752			
処分未済持分	－	－			
その他有価証券の評価差損	△2,945	△1,396			
営業権相当額	－	－	控除項目不算入額	－	－
企業結合により計上される無形固定資産相当額	－	－	控除項目　計（D）	－	－
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	－	－	自己資本額（C-D）（E）	97,759	114,073
基本的項目　計（A）	66,386	82,586	資産（オン・バランス）項目	569,210	610,285
			オフ・バランス取引等項目	1,092	1,323
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45％相当額	－	－	オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額	13,570	13,758
一般貸倒引当金	728	736	リスク・アセット等計（F）	583,874	625,367
相互援助積立金	2,644	2,750			
負債性資本調達手段等	28,000	28,000			
負債性資本調達手段	－	－			
期限付劣後債務	28,000	28,000			
補完的項目不算入額	－	－	Tier1比率（A／F）	11.37%	13.20%
補完的項目　計（B）	31,372	31,486			
			自己資本比率（E／F）	16.74%	18.24%
自己資本総額（A＋B）（C）	97,759	114,073			

（注1）農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しております。

（注2）当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しております。
基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

【信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳】

（単位：百万円）

信用リスク・アセット（標準的手法）	18年度 エクスポージャーの期末残高	18年度 リスク・アセット額 a	18年度 所要自己資本額 b=a×4%	19年度 エクスポージャーの期末残高	19年度 リスク・アセット額 a	19年度 所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	329,030	—	—	248,238	—	—
我が国の地方公共団体向け	65,095	—	—	82,286	—	—
我が国の政府関係機関向け	123,304	1,537	61	130,442	1,284	51
地方三公社向け	1,146	—	—	1,354	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,854,615	387,000	15,480	1,913,125	401,709	16,068
法人等向け	172,661	111,320	4,452	172,695	109,602	4,384
中小企業等向け及び個人向け	249	161	6	261	171	6
抵当権付住宅ローン	899	314	12	654	229	9
不動産取得等事業向け	838	838	33	805	805	32
三月以上延滞等	1,419	620	24	1,351	627	25
信用保証協会等による保証付	504	49	1	447	44	1
出資等	55,382	55,382	2,215	81,365	81,365	3,254
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	10,895	4,491	179	16,554	7,621	304
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	12,432	8,585	343	12,405	8,146	325
エクスポージャー別計	2,628,476	570,303	22,812	2,661,988	611,608	24,464
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	13,570		542	13,758		550
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等（分母）計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	583,874		23,354	625,367		25,014

（注1）「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しております。
（注2）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
（注3）「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
（注4）「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
（注5）「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
（注6）オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る×15%）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

◆標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しており、資産の額、オフ･バランス取引、派生商品取引及び長期決済取引にかかる与信相当額、未決済取引の約定額を規定するエクスポージャーに区分し、エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトに従い信用リスク・アセット額を算出しております。

また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー･リスク･スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		18年度					19年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	
	国　内	2,625,478	214,169	686,156	—	1,419	2,652,478	214,684	710,433	—	1,351
	国　外	2,998	—	2,998	—	—	9,510	—	9,510	—	—
地域別残高計		2,628,476	214,169	689,155	—	1,419	2,661,988	214,684	719,943	—	1,351
法人	農業	171	171	—	—	—	183	183	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	41,031	34,222	4,702	—	—	40,415	32,366	4,703	—	—
	鉱業	5,430	5,430	—	—	—	4,034	4,034	—	—	—
	建設･不動産業	19,365	17,083	1,997	—	1,063	22,055	18,716	2,993	—	961
	電気･ガス･熱供給･水道業	18,370	—	18,239	—	—	18,440	—	18,254	—	—
	運輸･通信業	28,211	21,624	6,238	—	—	40,537	14,720	25,269	—	—
	金融･保険業	1,981,462	67,765	266,341	—	—	2,111,215	75,890	340,925	—	—
	卸売･小売･飲食･サービス業	60,989	58,398	2,002	—	—	61,782	59,258	2,002	—	—
	日本国政府･地方公共団体	395,480	5,847	389,632	—	—	332,011	6,218	325,793	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個　人	3,626	3,626	—	—	355	3,294	3,294	—	—	390
	その他	74,336	—	—	—	—	28,016	—	—	—	—
業種別残高計		2,628,476	214,169	689,155	—	1,419	2,661,988	214,684	719,943	—	1,351
	1年以下	1,791,668	127,772	62,375	—		1,777,146	29,225	130,776	—	
	1年超3年以下	304,043	38,834	220,170	—		233,068	75,154	157,913	—	
	3年超5年以下	173,649	24,468	149,181	—		303,709	42,208	261,501	—	
	5年超7年以下	116,894	6,991	109,903	—		65,767	27,888	37,878	—	
	7年超10年以下	113,392	6,387	107,004	—		117,363	15,769	101,593	—	
	10年超	40,162	3,759	36,402	—		48,774	22,605	26,169	—	
	期限の定めのないもの	88,665	5,956	4,117	—		116,158	1,831	4,110	—	
残存期間別残高計		2,628,476	214,169	689,155	—		2,661,988	214,684	719,943	—	

（注1）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

（注2）「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。
なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

（注3）「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

（注4）「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

（注5）「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

【貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】

（単位：百万円）

	18年度					19年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末残高
一般貸倒引当金	708	728	—	708	728	728	736	—	728	736
個別貸倒引当金	1,397	1,449	99	1,298	1,449	1,449	749	80	1,369	749

【業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額】

（単位：百万円）

		18年度						19年度					
		個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末残高	
国内		1,397	1,449	99	1,298	1,449		1,449	749	80	1,369	749	
国外		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計		1,397	1,449	99	1,298	1,449		1,449	749	80	1,369	749	
法人	農業	92	83	—	92	83	—	83	39	35	48	39	35
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	654	600	15	639	600	15	600	—	—	600	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	516	549	—	516	549	—	549	477	—	549	477	—
	金融・保険業	1	3	—	1	3	—	3	50	3	—	50	68
	卸売・小売・飲食・サービス業	32	30	—	32	30	92	30	16	13	17	16	13
	上記以外	8	—	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		92	182	84	7	182	84	182	165	28	153	165	28
業種別計		1,397	1,449	99	1,298	1,449	192	1,449	749	80	1,369	749	145

（注1）一般貸倒引当金については、業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。
（注2）既に個別貸倒引当金を引き当てていた債権であっても、償却と引当金れい入を相殺した額ではなく、実際に償却処理した額を表示しております。

信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

（単位：百万円）

		18年度			19年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	510,639	510,639	—	456,675	456,675
	10%	—	15,871	15,871	—	13,291	13,291
	20%	34,871	1,832,358	1,867,229	34,197	1,887,930	1,922,127
	35%	—	899	899	—	654	654
	50%	60,605	1,419	62,024	66,626	1,286	67,913
	75%	—	219	219	—	231	231
	100%	37,981	122,664	160,646	34,385	150,155	184,541
	150%	—	—	—	—	—	—
	その他	—	10,945	10,945	—	16,554	16,554
自己資本控除		—	—	—	—	—	—
合　計		133,458	2,495,018	2,628,476	135,210	2,526,778	2,661,988

（注）「格付あり」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しております。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しております。

信用リスク削減手法に関する事項

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めております。

信用リスク削減手法として、１．適格金融資産担保、２．保証、３．貸出金と当会貯金の相殺を適用しております。

１．適格金融資産担保

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いております。

※　担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っております。
なお、主要な担保の種類は当会貯金等です。

２．保　証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がＡ－又はＡ３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク･ウェイトを適用しております。

３．貸出金と当会貯金の相殺

貸出金と当会貯金の相殺については、(1) 取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、(2) 同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、(3) 当会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、(4) 貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と、当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	18年度			19年度		
	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ
我が国の政府関係機関向け	—	107,929	—	—	117,594	—
地方三公社向け	—	1,146	—	—	1,354	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	52	—	—	—	—	—
法人等向け	25	743	—	330	576	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	0	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合　計	78	109,820	—	330	119,525	—

(注1)「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

(注2)「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注3)「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

(注4)「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(注5)「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が５営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引及び長期決済期間取引に関しては、お客様を対象とした取引を実施していないことから当商品に関わるリスク管理の方針及び手続は管理しておりません。

なお、記載している情報は、当会がリスク分散投資として保有している受益証券のうち、派生商品を投資対象として組み込まれていることから内容を記載しております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	18年度	19年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント･エクスポージャー方式	カレント･エクスポージャー方式

18年度　（単位：百万円）

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	4	36	―	―	―	36
(2)金利関連取引	31	58	―	―	―	58
(3)金関連取引	―	―	―	―	―	―
(4)株式関連取引	―	―	―	―	―	―
(5)貴金属(金を除く)関連取引	―	―	―	―	―	―
(6)その他コモディティ関連取引	―	―	―	―	―	―
(7)クレジット･デリバティブ	0	2	―	―	―	2
派生商品合計	36	97	―	―	―	97
長期決済期間取引	―	―	―	―	―	―
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(▲)		―				―
合　計	36	97	―	―	―	97

19年度　（単位：百万円）

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	21	44	―	―	―	44
(2)金利関連取引	1	8	―	―	―	8
(3)金関連取引	―	―	―	―	―	―
(4)株式関連取引	―	0	―	―	―	0
(5)貴金属(金を除く)関連取引	―	―	―	―	―	―
(6)その他コモディティ関連取引	―	―	―	―	―	―
(7)クレジット･デリバティブ	―	―	―	―	―	―
派生商品合計	22	52	―	―	―	52
長期決済期間取引	―	―	―	―	―	―
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(▲)		―				―
合　計	22	52	―	―	―	52

(注1)「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。
なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。

(注2)「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(注3)「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

（単位：百万円）

	18年度		19年度	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
想定元本額	―	―	―	―
種　類　1	―	―	―	―
種　類　2	―	―	―	―
種　類　3	―	―	―	―

該当する取引はありません。

（注1）「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

（注2）「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。

（注3）「想定元本」とは、デリバディブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれております。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

（単位：百万円）

	18年度	19年度
想定元本額	―	―

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

REPORT 2008

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

REPORT 2008

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法（※）」を採用しております。

＜基礎的手法＞

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

出資等エクスポージャーに関する事項

◆出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資等エクスポージャーに関して　1．系統及び系統外出資、　2．子会社等出資に区分し、有価証券勘定は、　3．株式として管理しております。

1．系統及び系統外出資

系統出資については、経営状況を確認し、その有効性を検証するとともに、出資後は会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた財務健全化を求めており、系統外出資についても、資産の自己査定により諸引当金の適正な計上を図っております。

2．子会社等出資

子会社等出資については、経営上も密接な連携を図ることにより、当会の事業のより効率的運営を目的とした株式を保有しております。これらの会社の経営については、子会社等に対する管理の適正化を図ることを目的に制定した「子会社管理規程」に基づき、適切な業況把握に努めております。

3．株　式

運用としての株式については、保有目的区分を「その他有価証券」に区分し、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めております。具体的には、「市場関連リスク管理要領」に基づき、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況などを考慮し、理事会で限度額等年間の運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、具体的な運用方法を決定しております。また、定期的に評価損益等の状況をリスク管理委員会に報告しております。

なお、これらの出資等エクスポージャーの評価等については、一般に公正妥当と認められる会計基準に則り適正に記録・計算し処理し、1．系統及び系統外出資、及び2．子会社等出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、3．株式については時価評価を行ったうえで、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しております。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしております。

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	18年度		19年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	5,278	5,278	5,683	5,683
非上場	51,127	51,127	75,770	75,770
合　計	56,405	56,405	81,453	81,453

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

	18年度			19年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
合　計	1,146	—	—	374	—	829

貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

	18年度		19年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
合　計	1,023	61	88	878

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

	18年度		19年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
合　計	—	—	—	—

金利リスクに関する事項

◆金利リスクの算定方法の概要

当会では、現在価値が金利感応性を持つすべての資産・負債・オフバランスを金利リスクの計算対象としております。

実際の算定方法としては、期間ごとの金利の１年前との変化幅のデータを最低５年分収集し、小さい方（マイナス）から大きい方へ並べて、データ数の１％目・９９％目の値（※１パーセンタイル値・９９パーセンタイル値）の経済価値の低下額の大きい値（％）が上下に変動した時に受ける額を金利リスク量として毎月算出しております。

＜１パーセンタイル値・99パーセンタイル値＞

保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値・99パーセンタイル値とは、各グリッド（期間ごと）の金利の１年前との変化幅のデータを最低５年分収集し、小さい方(マイナス)から大きい方へ並べて、データ数の1%目・99%目の値のことです。（例えば、過去5年分のデータ数が1,200個とすると小さい方から12番目（1,200×1%）の値、又は1,188番目（1,200×99%）の値のことです。）

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当会では、①過去５年の最低残高、②過去５年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在高の５０％相当額のうち、最小の額を上限とし、０～５年の期間に均等に振り分けて（平均残存２.５年）リスク量を算定しております。
金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク　＝　運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（▲）

算出した金利リスク量は毎月ＡＬＭ委員会及び経営層に報告するとともに、半期ごとに理事会に報告して承認を得ております。

内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

（単位：百万円）

	18年度	19年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	25,573	24,589

（注）金利上昇時における経済価値の損失額を表示しております。

グループ情報

グループ情報

REPORT 2008

グループの事業系統図

埼玉県信用農業協同組合連合会

㈱埼玉県農協総合情報センター

- 農業協同組合(農業協同組合法に規定する子会社を含む。以下同じ。)及び農業協同組合連合会の電子計算機処理システムの研究開発と提供
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の電子計算機による事務処理の受託
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の経営諸統計資料の作成と提供
- 上記に付帯する一切の業務

子会社等の状況

(単位：百万円,%)

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当会議決権比率	当会及び他の子会社等の議決権比率
㈱埼玉県農協総合情報センター	さいたま市浦和区高砂3丁目12番30号	電算機のオペレーション及び管理並びに総合情報システム関連事項	昭和52年6月29日	200	39	39

子会社等の事業概況

【㈱埼玉県農協総合情報センター】

「ＪＡグループさいたま」情報化基本構想（平成１９年度～平成２１年度）に基づく「中期経営計画」により、次の重点実施事項に取り組みました。

- **信用事業関係**……県内信用システム及びＪＡ事務効率化・集中化システム等の機能改善及び改善要望事項への対応の実施
- **共済事業関係**……全共連システム仕様変更に伴う対応及び機能改善の実施
- **経済事業関係**……ＪＡ合併システムの構築及び機能拡充並びに集落営農組織へのデータ提供機能の追加
- **管理業務関係**……コンパスＪＡシステムのアップグレード対応及びＪＡ合併システムの機能追加
- **システム運用管理関係**…システムの安全運行確保を最優先とした中で、業務系サーバ機器・ＯＳ・ミドルウェア等のバージョンアップ対応の実施

また、事業の効率化及び経費節減等に努めた結果、当期純利益７４百万円を計上いたしました。

インターネット　ホームページのご案内

当会の概要や経営・財務情報はインターネットでご覧いただけます。

ホームページには、当会の概要や経営・財務情報をはじめ、各種金融商品の最新情報、ＪＡバンク埼玉の各種お知らせなどを掲載しております。皆様からの積極的なアクセスをお待ちしております。

http://www.jabank-saitama.or.jp

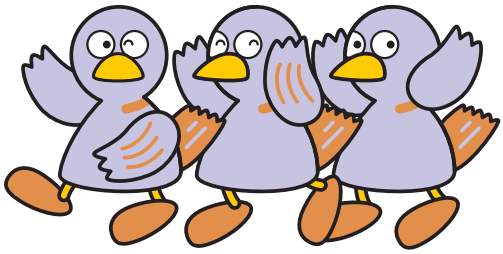

埼玉県のマスコット　コバトン

〒330－9001
さいたま市浦和区高砂３丁目12番９号
TEL 048－829－3504
http://www.jabank-saitama.or.jp